

二宮町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

みんながつながり 自然とふれあいながら

子育てができるまち



平成27年3月

二宮町

はじめに

次代を担う子ども達が、健やかに育ち、心豊かにたくましく生きる力を身につけることは、私たち大人の切なる願いです。

しかし、今日では少子化の急速な進展、核家族化や親の就労形態の多様化、安心して遊べる場や子ども同士のふれあいなどの減少により、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、新聞やテレビ等でも社会不安を反映するかのような報道がされています。

少子化の直接の原因は未婚化や晩婚・晩産化によると言われていますが、その背景には、結婚・出産に対する価値観の多様化や仕事と子育てを両立できる労働・環境整備の遅れ、子育てに対する負担感の増大などがあげられます。

このため、国においても平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度からは新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

このような背景のもと、二宮町においても、平成 17 年からの「二宮町次世代育成支援行動計画（前期・後期）」の実績を踏まえ、町における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この新しい計画では、「みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち」を基本理念に掲げ、子育ての第一義的な責任は保護者であるという基本的認識のもと、豊かな自然環境や人とのつながりが育んだ二宮町の魅力ある資源を活かし、二宮町の未来を託せる次世代を住民力で育てるまちづくりの推進を盛り込みました。

折しも、平成 27 年度は町制施行 80 周年を迎えます。この計画により、10 年後も、それ以降も、子育て世代に「住みたい、住み続けたい」まちと選ばれるよう、二宮町ならではの住民力を活かして、子どもの生きる力を育み、親も育ち、地域も育つ、「安心して子育てできる」まちづくりに、なお一層取り組んでまいります。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「二宮町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました多くの町民の皆様、関係機関、団体の方々に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

二宮町長 村田 邦子

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の対象.....	6
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	7
第2章 二宮町の現状	11
1 人口および世帯数.....	11
2 出産・婚姻.....	14
3 就労の状況.....	18
4 教育・保育施設等の状況.....	20
5 各種調査結果からの課題.....	23
6 二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗状況.....	24
第3章 基本理念等	27
1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	28
3 計画の施策体系.....	30
第4章 基本目標ごとの施策の展開（次世代育成支援行動計画）	35
基本目標1【みんなで】地域の子育て支援の充実.....	35
基本目標2【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理.....	42
基本目標3【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援.....	46
基本目標4【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備.....	49
基本目標5【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備.....	52
基本目標6【いきいき】子育てと仕事の両立の推進.....	54

第5章 子ども・子育て支援の新たな取組み（子ども・子育て支援事業計画） 59

1 教育・保育提供区域の設定.....	61
2 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	64
4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	72
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保...	72
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携.....	73
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	73

第6章 計画の推進体制 77

1 子ども・子育て会議.....	77
2 関係機関との連携.....	77
3 進捗管理.....	77

資料編 81

1 二宮町子ども・子育て会議条例.....	81
2 二宮町子ども・子育て会議委員名簿.....	82
3 二宮町子ども・子育て会議開催経過.....	83
4 子ども・子育てに関するアンケート調査結果.....	84
5 学童保育にかかるニーズ調査結果.....	92
6 平成25年度子育て支援アンケート調査結果.....	95
7 子育て支援関連マーク.....	98
8 用語解説.....	99

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

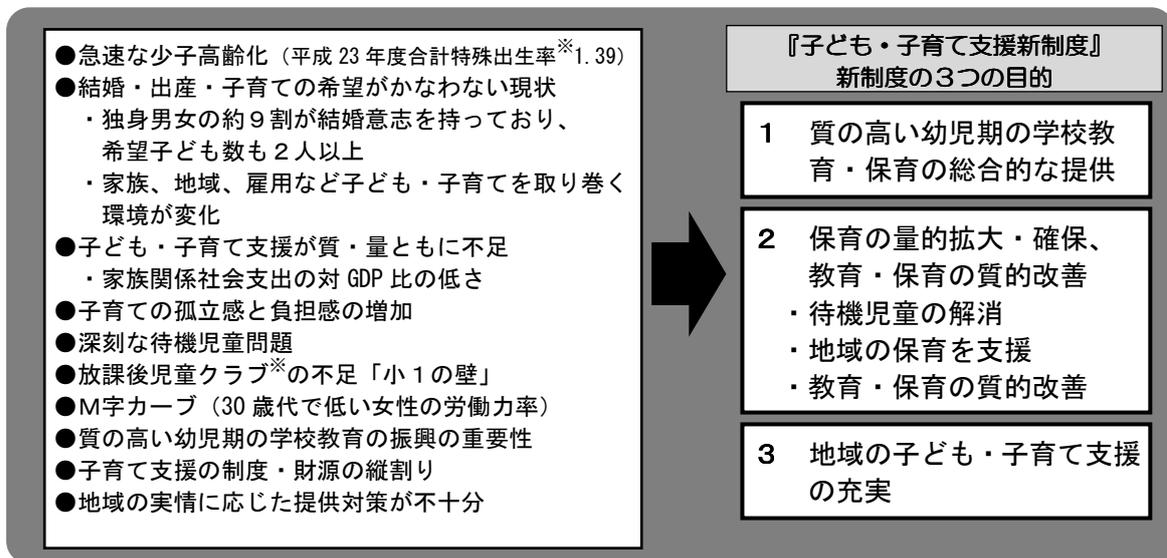
1 計画策定の背景

国立社会保障・人口問題研究所が平成24年に公表した報告書によると、「出生が低位かつ死亡が中位」による推計結果では、平成22年の日本の総人口である1億2,806万人から、平成72年には7,997万人と、今後50年間で4,000万人以上の人口の減少が推計されています。

しかしながら、都市部を中心に保育所^{*}の待機児童^{*}が問題となっており、平成26年4月1日現在で待機児童数は21,371人となっています。待機児童の解消、今後も続くと予測される人口の減少や急速な少子高齢化の進行、核家族の増加、ひとり親家庭の増加、就労環境の変化、子どもと家庭を取り巻く環境の変化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況のもと、新たな国の取組みとして、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」「認定こども園^{*}法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

子育てをめぐる現状と課題と子ども・子育て支援新制度3つの目的



資料：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」

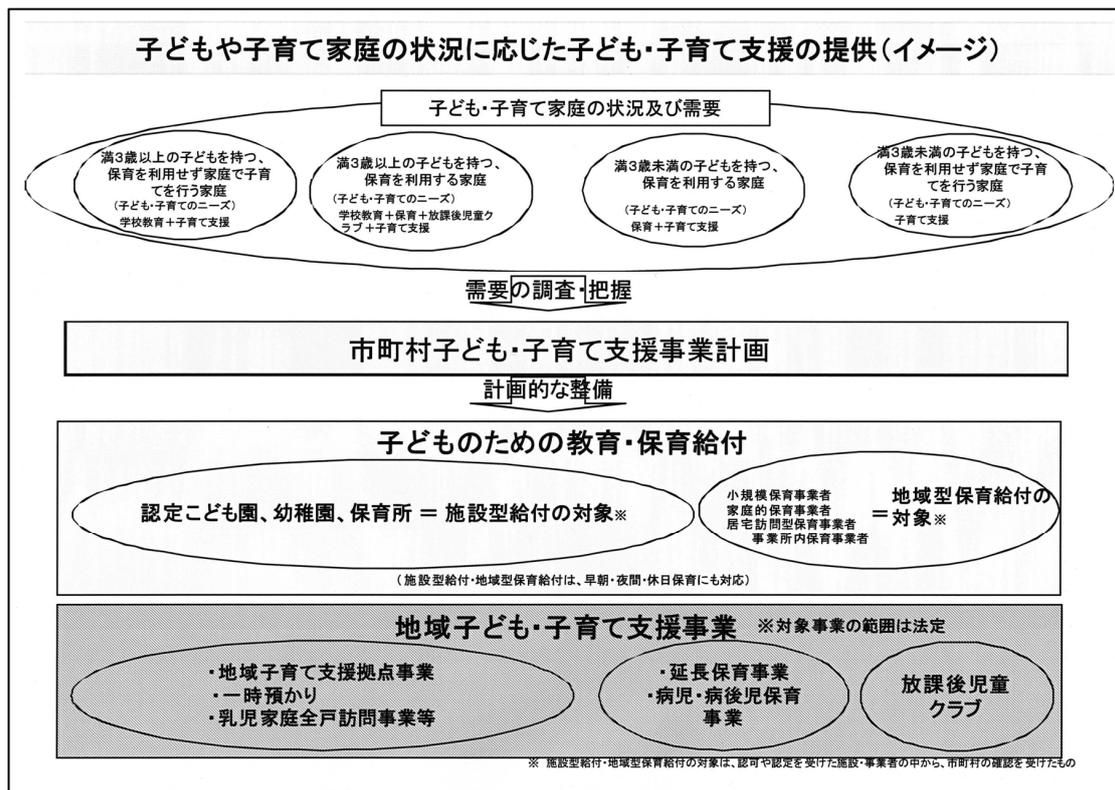
この新制度を施行するにあたり、「子ども・子育て支援法」では、すべての自治体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。また、平成26年には10年間の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されています。

本町では、平成 17 年 3 月に「二宮町次世代育成支援行動計画（前期計画）」が策定され、「楽しい子育て 子どもの輝くまち」を基本理念とし、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

さらに、平成 22 年 3 月には同計画を見直し・継承した後期計画を策定しました。後期計画では、子育ての支援、親育ちの支援、仕事と家庭生活の両立、を大きなテーマとして取り組んできました。

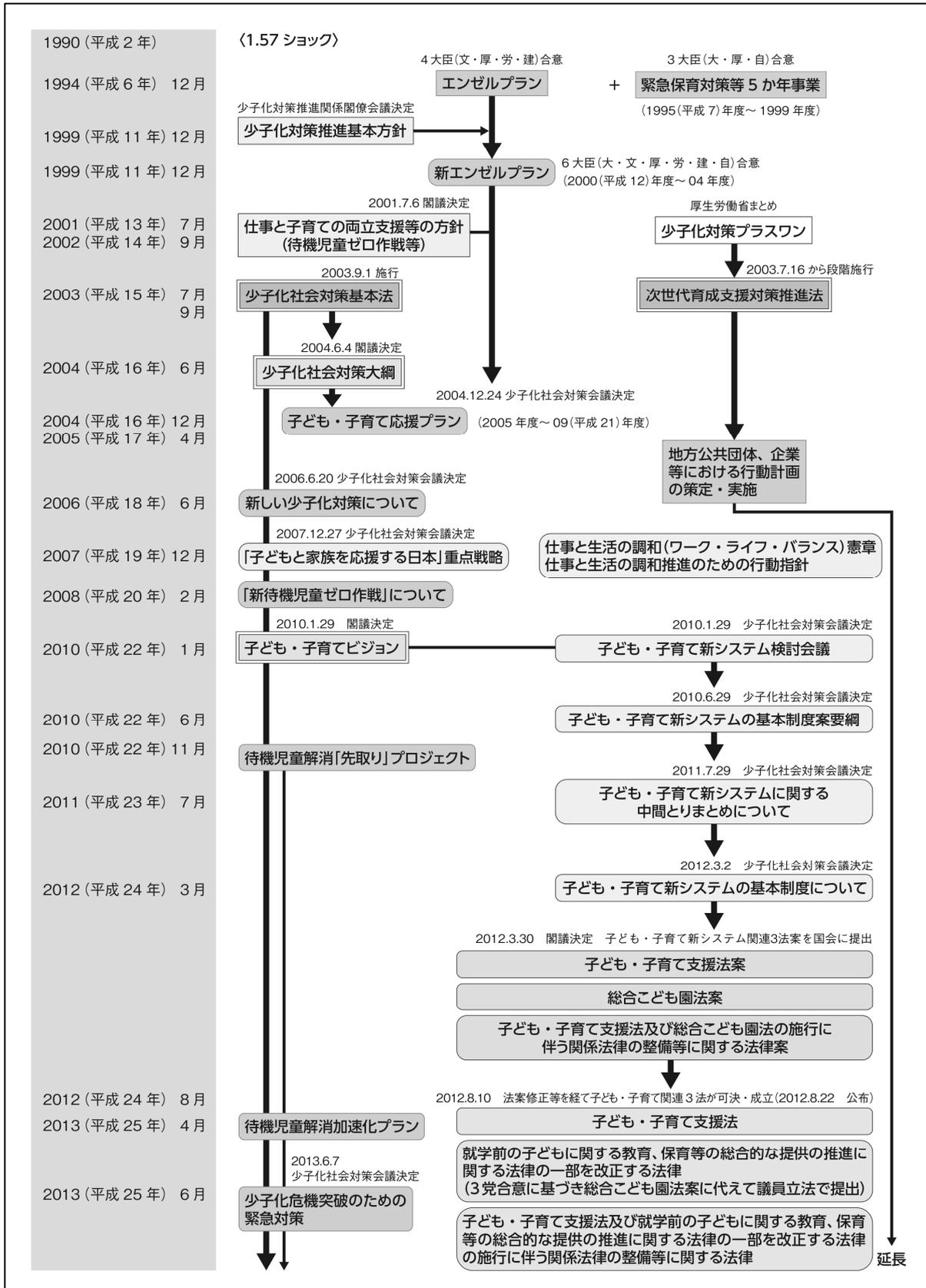
今回、新たに策定することとなった「二宮町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」は、「二宮町子ども・子育て会議」を設置し、子どもの保護者、教育・保育の関係者、地域活動の関係者等の委員に議論をいただき、これまでの次世代育成支援対策推進法に基づいた次世代育成支援行動計画と一体化することで、本町における子育て支援に関わる総合的な計画としました。

本計画は、平成 25 年度に実施された「子ども・子育てに関するアンケート調査」「学童保育にかかるニーズ調査」「子育て支援アンケート調査」の結果を考慮しながら、子どもや子育て環境の整備をさらに進め、社会全体で子ども・子育て支援に取り組むことを目指すものです。



資料：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て関連3法について」

国の少子化対策の流れ



資料：平成 26 年版少子化社会対策白書

2 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての子どもたちとその家庭、地域住民、事業者とし、『子ども』とは、児童福祉法第4条に基づき、おおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象としています。

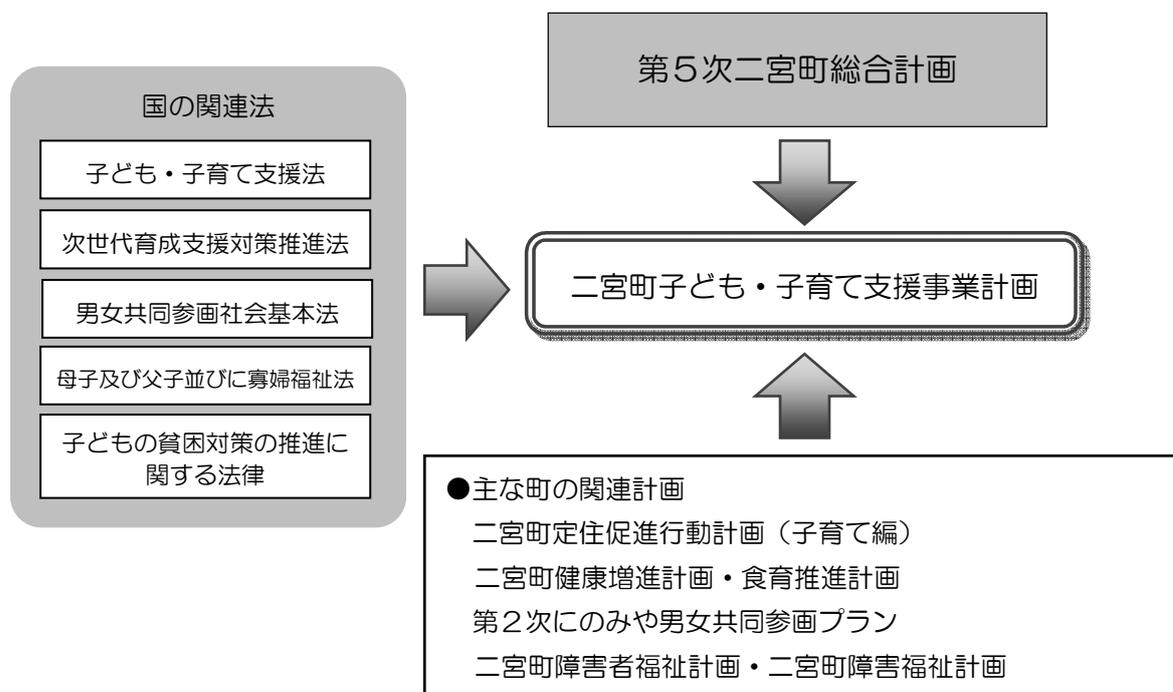
3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現や、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけられます。そのため、「二宮町次世代育成支援行動計画」における事業についても継承・見直しを行い、本町の子ども・子育て支援についての総合的な計画とするものです。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「第5次二宮町総合計画」をはじめ、「二宮町定住促進行動計画（子育て編）」等の関連計画等との整合性を持つものとして定めています。

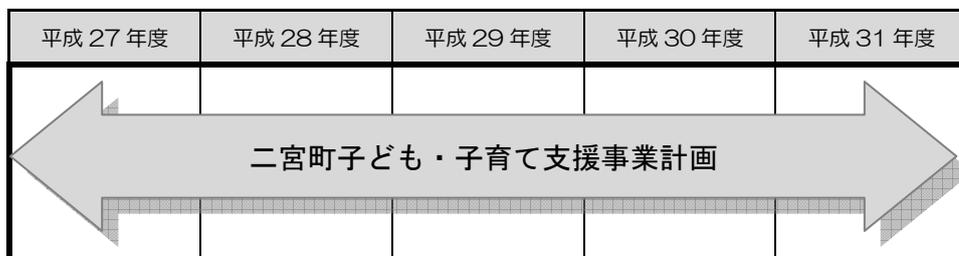
計画の位置づけ



4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章

二宮町の現状

第2章 二宮町の現状

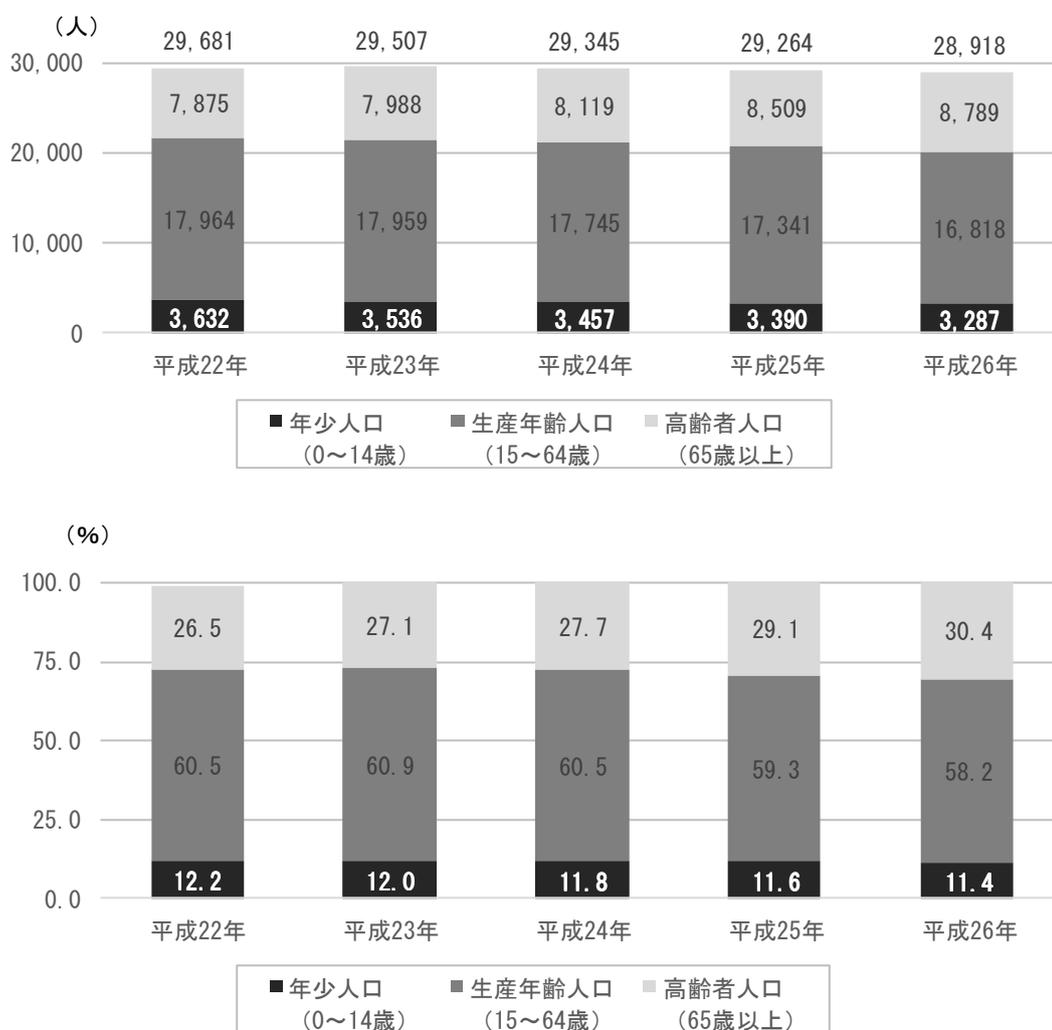
1 人口および世帯数

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成22年以降、年々減少しています。年少人口および生産年齢人口も同様に減少が続き、平成25年以降の生産年齢人口は59.3%と60%を下回っています。

一方、高齢者人口は増加しており、平成26年には30.4%と30%を超えています。

図表 総人口と年齢3区分別人口の推移

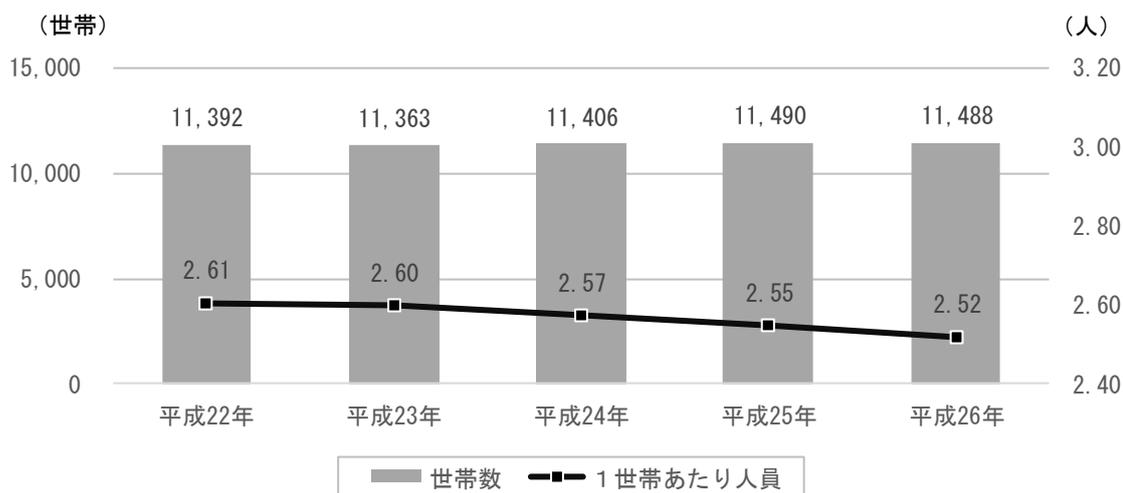


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

(2) 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は平成25年までは増加が続いていましたが、平成25年から平成26年にかけては横ばいとなり、平成26年には11,488世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向が続いており、平成26年には2.52人となっています。

図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移

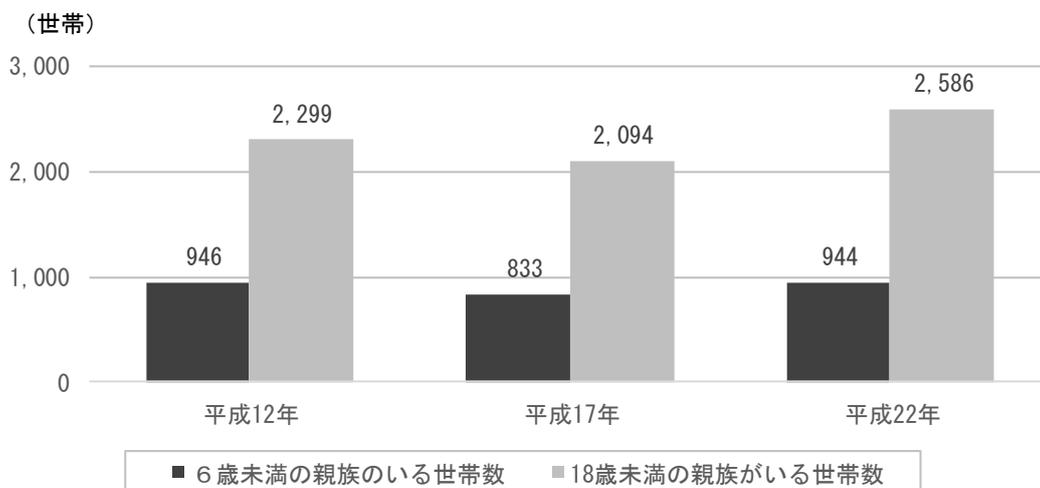


資料：神奈川県人口統計調査（各年1月1日現在）

(3) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の親族のいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成17年は減少していましたが、平成22年には増加に転じています。

図表 子どものいる世帯の推移

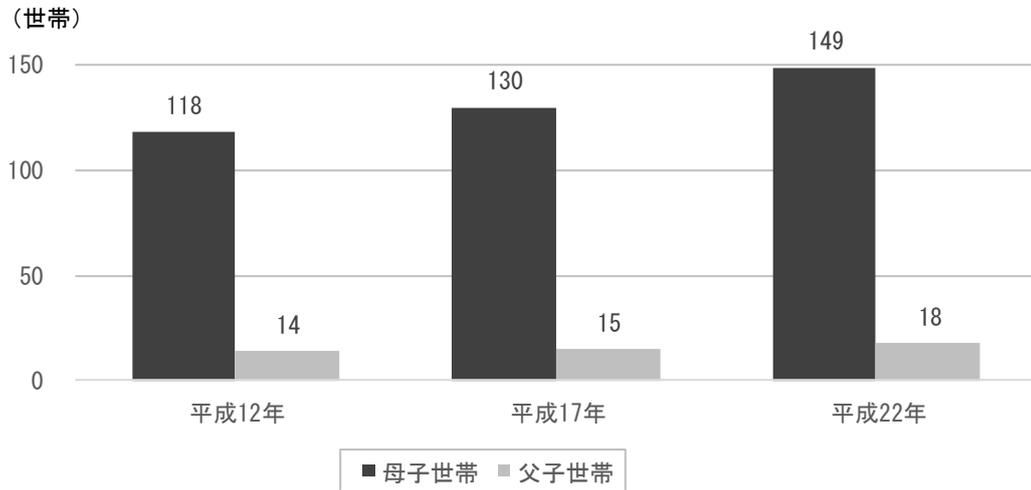


資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

母子世帯は平成12年以降増加が続き、平成22年には149世帯となっています。父子世帯も増加傾向となっていますが、大きな増加ではありません。

図表 ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

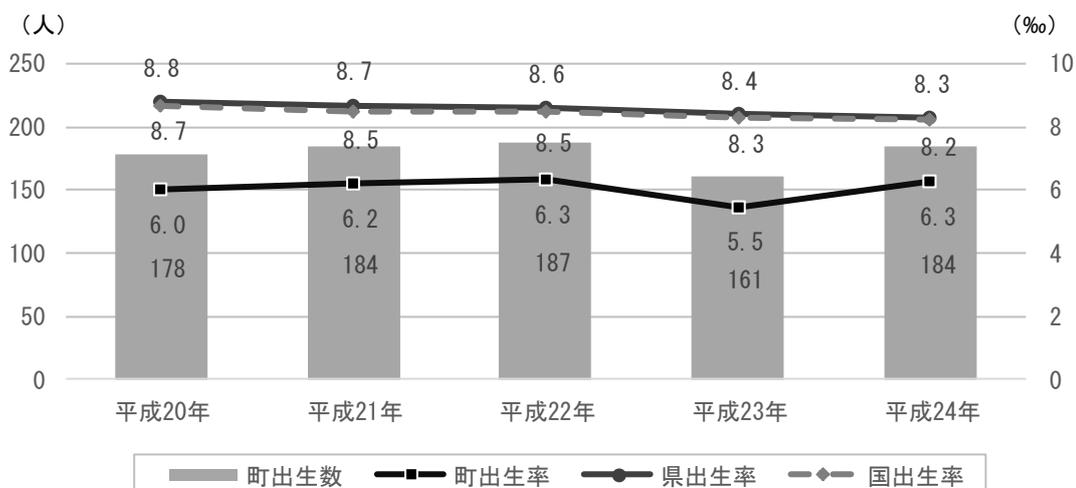
2 出産・婚姻

(1) 出生数、出生率の推移

出生数は、平成 23 年は 161 人と減少していますが、それ以外の年では 180 人前後となっています。同様に出生率も平成 23 年を除いて、6%（パーミル：人口千人あたりの出生率）以上で推移しています。

また、二宮町の出生数と出生率は、国や県の出生数と出生率を下回っています。

図表 出生数、出生率の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

(2) 母親の平均出産年齢の推移

出生数をもっとも多い年齢は 30～34 歳となっていますが、35～39 歳の出生数で増加傾向がみられます。

図表 母親の平均出産年齢の推移

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
総数	178	184	187	161	184
15 歳未満	-	-	-	-	-
15～19 歳	3	-	-	2	3
20～24 歳	17	18	8	12	10
25～29 歳	41	39	54	39	47
30～34 歳	61	81	71	55	63
35～39 歳	40	37	40	46	52
40～44 歳	16	9	13	7	8
45～49 歳	-	-	1	-	1

資料：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 未婚率の推移

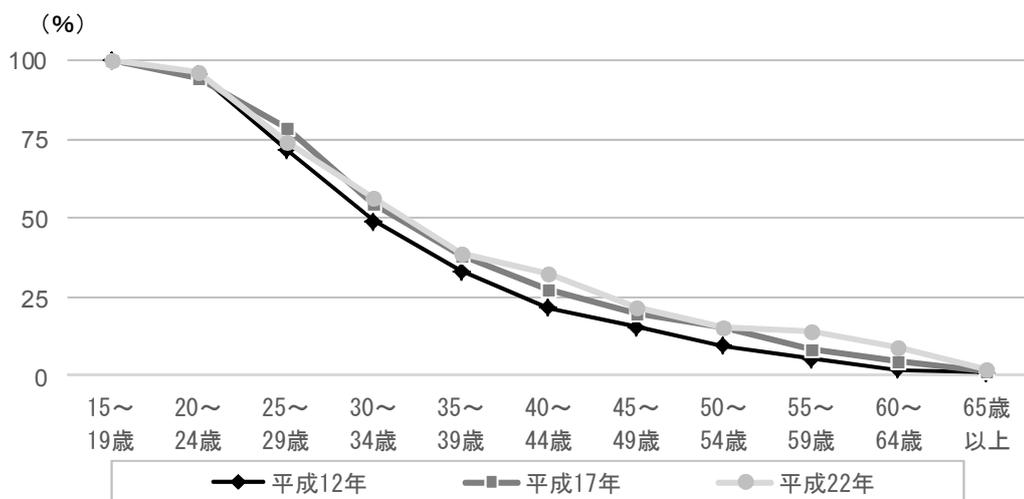
平成 22 年の未婚率は、男性の 30～34 歳で 56.4%、女性の 25～29 歳で 64.9% と、2 人に 1 人が未婚者となっており、平成 12 年以降増加傾向にあります。

また、国や県と比較すると、男性の 40～44 歳までと女性の 35～39 歳までの未婚率が高くなっています。

図表 男性の未婚率の推移

区分	町			県	国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	99.7	99.8	100.0	99.0	99.0
20～24 歳	95.3	94.1	96.3	93.0	91.4
25～29 歳	71.7	78.3	74.4	72.8	69.2
30～34 歳	49.0	54.4	56.4	48.3	46.0
35～39 歳	33.1	38.1	39.0	37.1	34.8
40～44 歳	21.4	27.1	32.6	29.7	28.0
45～49 歳	15.6	19.9	21.9	24.0	22.0
50～54 歳	9.5	15.2	15.6	19.1	17.5
55～59 歳	5.4	8.6	13.8	16.6	14.4
60～64 歳	2.0	4.9	8.8	12.1	10.2
65 歳以上	1.0	1.4	2.3	4.8	3.6

図表 男性の未婚率の推移（町）



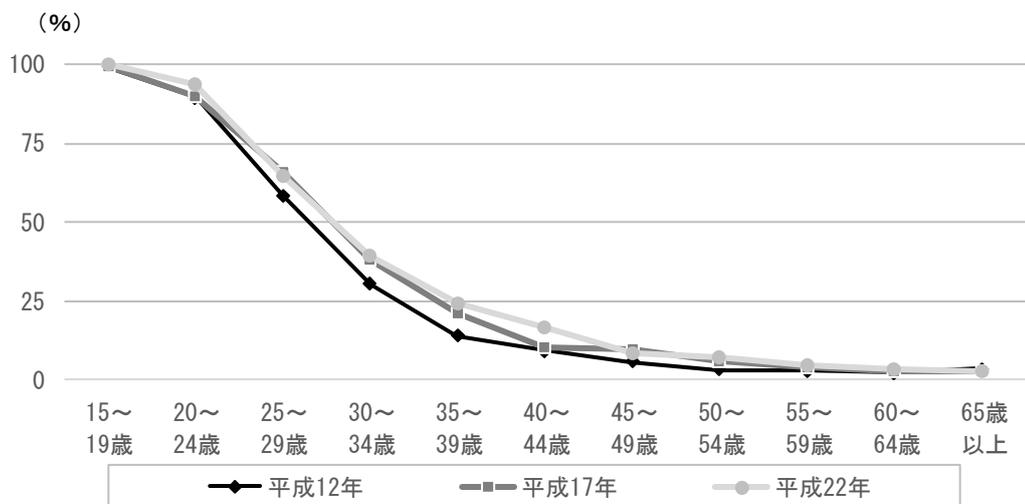
資料：国勢調査

図表 女性の未婚率の推移

(%)

区分	町			県	国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	99.2	99.6	99.7	99.0	98.9
20～24 歳	89.4	90.0	93.5	90.1	87.8
25～29 歳	58.4	65.6	64.9	61.5	58.9
30～34 歳	30.4	38.3	39.6	34.1	33.9
35～39 歳	14.1	20.9	24.5	22.6	22.7
40～44 歳	9.3	10.2	16.6	16.7	17.1
45～49 歳	5.8	10.0	8.5	12.2	12.4
50～54 歳	3.1	6.2	7.3	8.9	8.6
55～59 歳	3.0	4.1	4.8	6.8	6.4
60～64 歳	2.2	2.6	3.1	5.5	5.4
65 歳以上	3.5	2.8	2.9	4.1	3.9

図表 女性の未婚率の推移（町）



資料：国勢調査

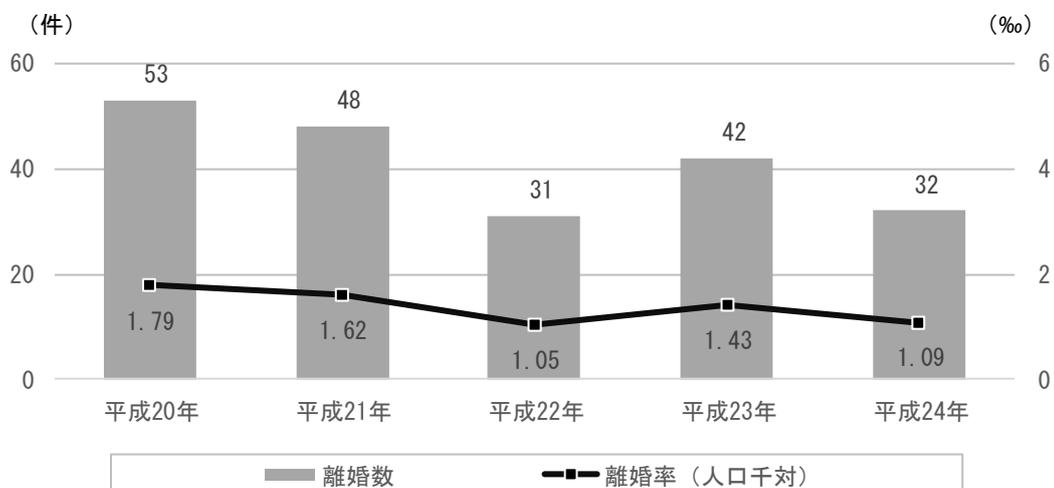
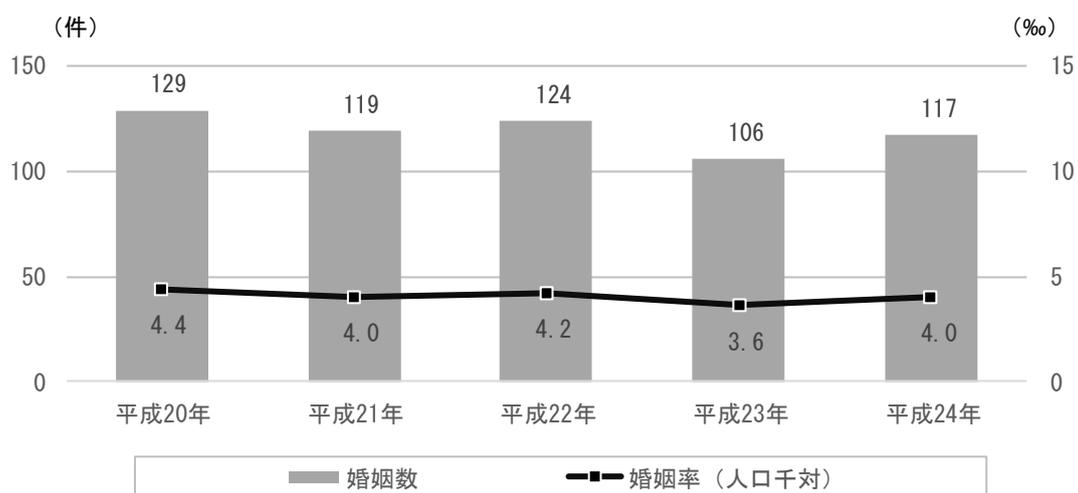
(4) 婚姻数、離婚数の推移

婚姻数、婚姻率の推移は、平成23年に減少したものの、平成24年には増加に転じ、婚姻数117件、婚姻率4.0‰(パーミル：人口千人あたりの率)となっています。

離婚数、離婚率の推移は、平成23年に増加していますが、平成24年には減少に転じ、離婚数32件、離婚率1.09‰となっています。

図表 婚姻数、離婚数の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
婚姻数	129	119	124	106	117
婚姻率(人口千対)	4.4	4.0	4.2	3.6	4.0
離婚数	53	48	31	42	32
離婚率(人口千対)	1.79	1.62	1.05	1.43	1.09



資料：神奈川県衛生統計年報

3 就労の状況

(1) 15歳以上居住者の従業・就業状況

二宮町内に在住している町民の就業・通学地をみると、就業者は13,275人となっています。そのうち、町内で就業している人は3,566人、町外で就業している人は9,674人となっており、県内での就業先は平塚市、小田原市、横浜市でそれぞれ1,000人を超えています。また、県外で最も多いのが東京都の1,412人となっています。

図表 15歳以上居住者の従業・就業状況

区分	計	就業者	通学者
全体	14,861	13,275	1,586
町内で従業・通学	3,833	3,566	267
自宅	1,044	1,044	-
自宅外	2,789	2,522	267
町外で従業・通学	10,990	9,674	1,316
県内	8,815	7,845	970
平塚市	1,865	1,662	203
小田原市	1,585	1,428	157
横浜市	1,321	1,143	178
秦野市	578	550	28
藤沢市	528	433	95
大磯町	491	449	42
中井町	489	489	-
茅ヶ崎市	368	281	87
川崎市	242	213	29
厚木市	217	190	27
その他	1,131	1,007	124
県外	1,874	1,577	297
東京都	1,681	1,412	269
静岡県	102	89	13
その他	91	76	15

資料：平成22年国勢調査

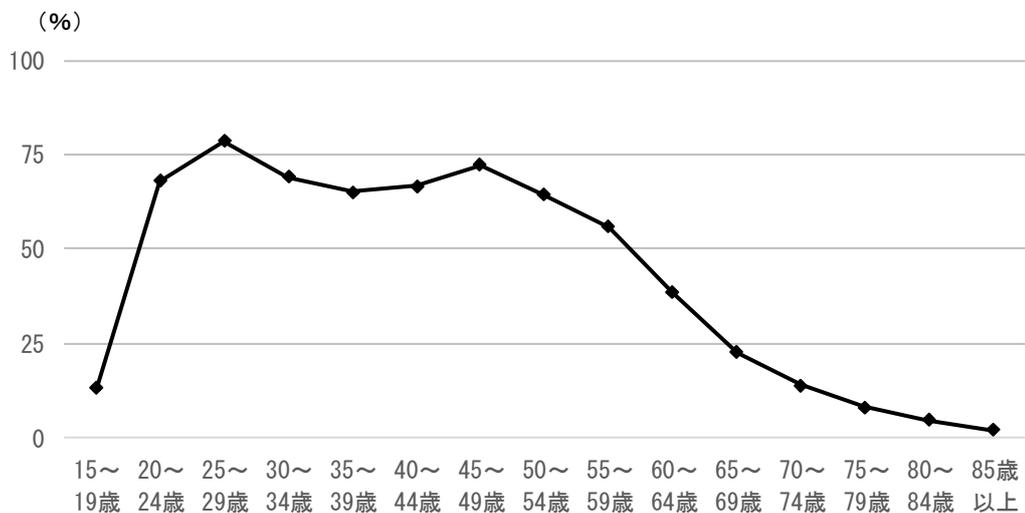
(2) 女性の労働力率の推移

平成 22 年の女性の労働力率は、25～84 歳で平成 17 年より高くなっています。しかし、30～44 歳では 70%未滿となっており、25～29 歳の 78.8%および 45～49 歳の 72.4%より低く、以前よりも改善傾向にあるとはいえ、出産時に仕事を辞めて子育てに専念するため一時的に労働力率が下がる、いわゆる「M 字カーブ」がみられます。

図表 女性の労働力率の推移

区分	町			県	国
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	16.6	17.8	13.4	18.0	15.4
20～24 歳	71.6	69.0	68.1	67.5	70.4
25～29 歳	70.8	77.4	78.8	79.0	78.7
30～34 歳	56.0	62.9	69.3	65.5	69.4
35～39 歳	51.1	60.0	65.1	61.0	68.0
40～44 歳	60.1	66.4	66.8	65.7	72.5
45～49 歳	62.8	64.3	72.4	70.7	75.8
50～54 歳	59.2	60.3	64.5	68.6	73.2
55～59 歳	48.9	51.7	56.0	59.9	63.9
60～64 歳	30.4	32.1	38.5	45.4	47.5
65～69 歳	17.9	20.1	22.5	28.1	29.2
70～74 歳	11.8	12.0	13.9	16.2	17.7
75～79 歳	6.5	7.6	8.2	9.0	10.5
80～84 歳	5.7	4.6	4.7	5.9	6.3
85 歳以上	2.0	2.3	2.0	2.8	2.6

図表 女性の労働力率の推移（町 平成 22 年）



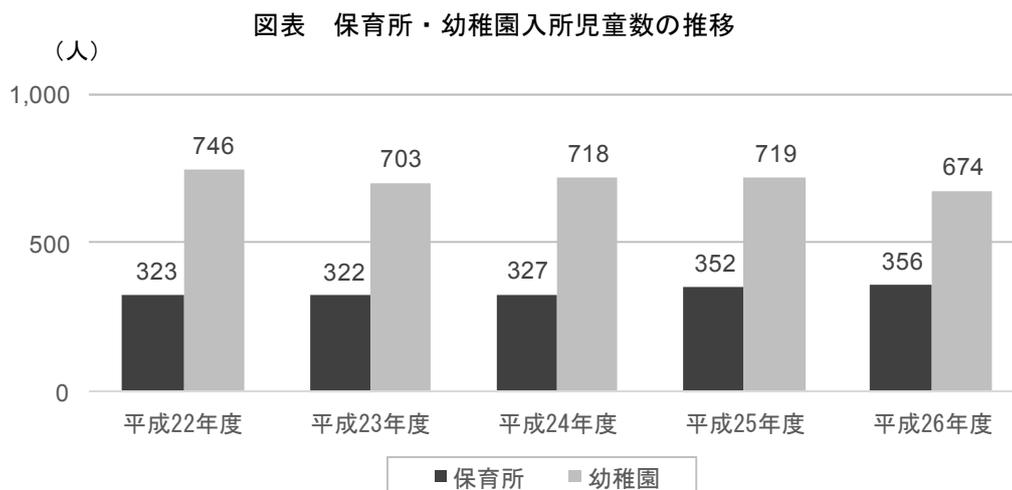
資料：国勢調査

4 教育・保育施設等の状況

(1) 保育所・幼稚園入所児童数の推移

本町では、保育所4か所（私立3か所・町立1か所）、幼稚園5か所（すべて私立）で、児童の受け入れを行っています。

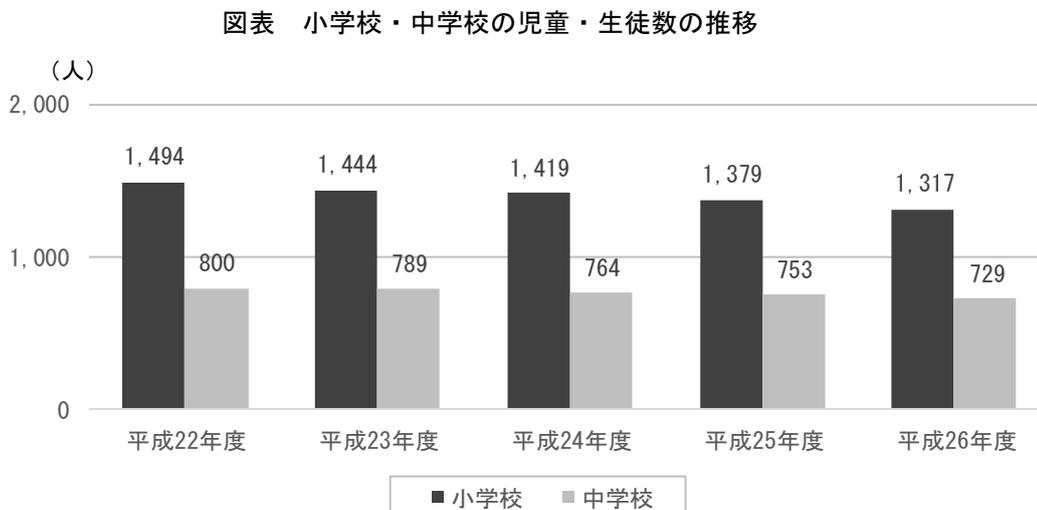
平成22年度以降、保育所の入所児童数は増加傾向、幼稚園の入所児童数は減少傾向となっています。平成26年度では、保育所入所児童数356人、幼稚園入所児童数674人となっています。



資料：子ども育成課（各年5月1日）

(2) 小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数は減少が続いています。平成26年度には、小学校児童数が1,317人、中学校生徒数が729人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日）

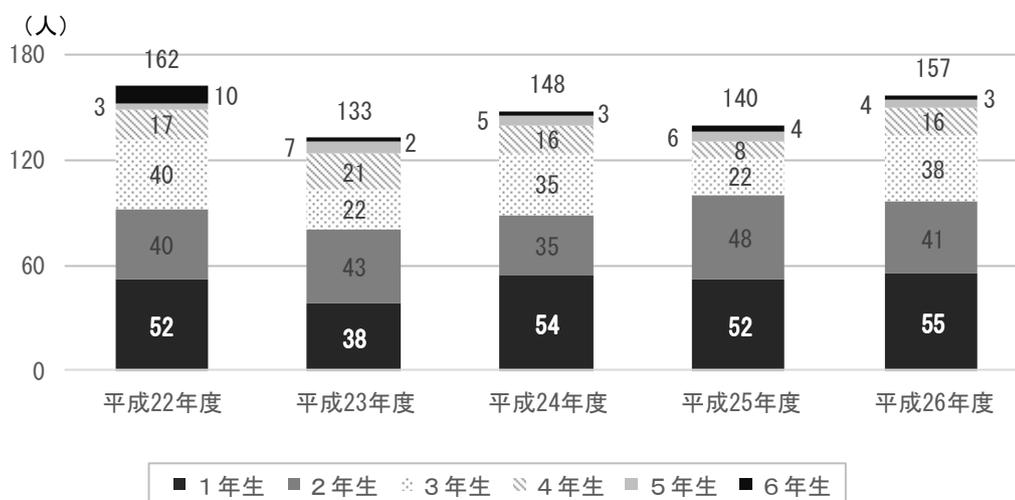
(3) 学童保育在籍児童数の推移

本町では、3か所で学童保育を開設しており、在籍児童数は年度によって増減していますが、130人から160人程度となっています。

平成26年4月1日現在の学童保育における低学年児童数の割合は、85.4%となっています。校別でみると、山西小学校区が92.6%ともっとも在籍率が高くなっています。

図表 学童保育在籍児童数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1年生	52	38	54	52	55
2年生	40	43	35	48	41
3年生	40	22	35	22	38
4年生	17	21	16	8	16
5年生	3	7	5	6	4
6年生	10	2	3	4	3
合計	162	133	148	140	157



資料：子ども育成課（各年4月1日）

図表 学童保育校別低学年児童在籍率

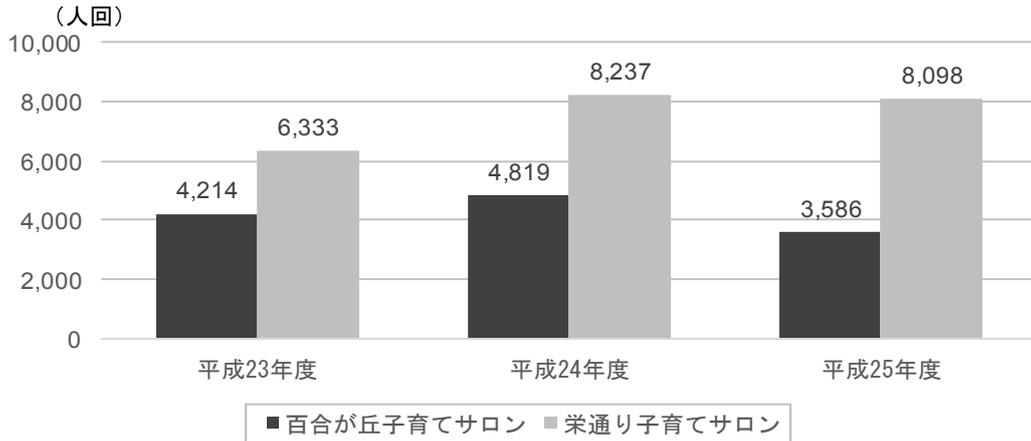
対象小学校区	低学年児童数 (1～3年生)	在籍児童数	低学年児童在籍率
二宮小学校	47	56	83.9
一色小学校	37	48	77.1
山西小学校	50	54	92.6
合計	134	157	85.4

資料：子ども育成課（平成26年4月1日現在）

(4) 子育てサロン延べ利用者数の推移

延べ利用者数は、平成 24 年度には百合が丘子育てサロン・栄通り子育てサロンともに増加していますが、平成 25 年度には両サロンとも減少しています。

図表 子育てサロン延べ利用者数の推移

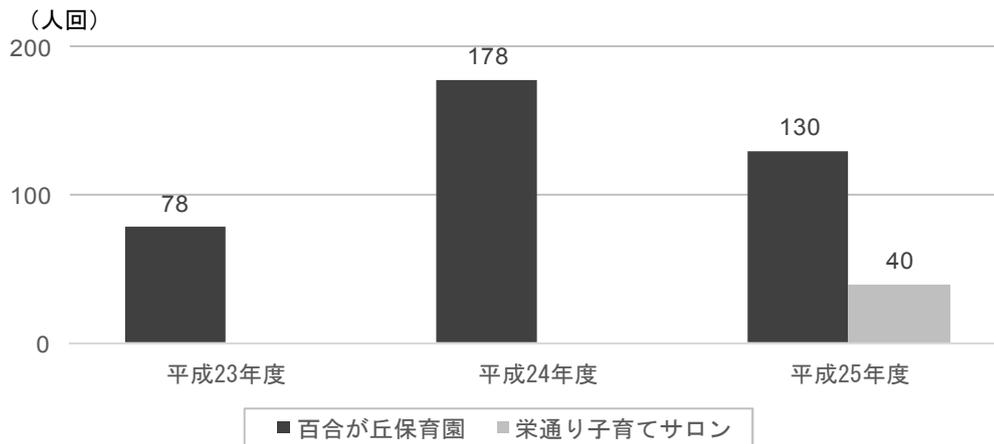


資料：子ども育成課

(5) 一時預かり延べ利用者数の推移

延べ利用者数は、百合が丘保育園で平成 24 年度は 178 人となっていますが、平成 26 年 1 月に栄通り子育てサロンが開設されたため、利用者が分散されています。平成 24 年度も平成 25 年度も利用者数の合計は 170 人程度となっています。

図表 一時預かり延べ利用者数の推移



*百合が丘保育園は平成 23 年 10 月からの開設
栄通り子育てサロンは平成 26 年 1 月からの開設

資料：子ども育成課

5 各種調査結果からの課題

本町が平成 25 年度に行った、「子ども・子育てに関するアンケート調査」「学童保育にかかるニーズ調査」「平成 25 年度子育て支援アンケート調査」の結果から、以下のような課題が明らかとなりました（調査結果の概要については資料編 84 ページ以降を参照）。

- 子育てには両親が日常的に関わっている割合が半数以上となっていますが、「主に母親」というケースも3～4割強となっています。そのため、父親の育児参加の促進と、ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進が求められます。
- 子育て（教育を含む）にもっとも影響する環境として、ほとんどの方が家庭をあげており、家庭教育の推進が重要となります。そのため、認知度が低い町の事業については、周知の徹底と参加者の増加が求められます。
- 子育て（教育を含む）に関して気軽に相談できる相手として、子育てサロン等の機関の利用や、保育士等の専門職にも気軽に相談できるよう、情報提供や環境づくりが求められます。
- 利用者が利用しやすい子育てサロン等の環境の整備や、子どもが遊びやすい公園環境の整備が求められます。
- 学童保育の開所時間の延長や土曜日の開所について検討を続ける必要があります。
- 子育て環境や子育て支援について、総合的な推進を行い、住民にとって子育てのしやすい町を目指すことが求められます。

課題の解消に向けて

- ▼ ワーク・ライフ・バランスの意識づけ及び実行環境の整備支援
- ▼ 情報提供の強化と、情報伝達経路の増設
- ▼ 子育て支援環境の整備に向け、担当課等との連携強化
- ▼ 利用者視点に立った子育て支援環境の構築

6 二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗状況

二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策の実施状況は、「実施中」が95.7%とほとんどの事業が実施されています。

「検討中・未実施」の事業は、「休日保育事業の実施」、「その他特別保育の検討」、「中学生・高校生の居場所づくり」、「若い世代の意識づくり」で、本計画においても実施に向け引き続き検討を続けます。

図表 事業の実施状況

（事業数）

実施中	一部実施中	検討中・未実施
133 (95.7%)	2 (1.4%)	4 (2.9%)

図表 一部実施中の事業

事業名	事業内容
子育てサロンの拡大	地域子育て支援拠点事業のうち「ひろば型」の事業として「子育てサロン」の拡大を図り、町内3小学校区すべてで実施を目指し、子育て中の親子が気軽に集い、交流し、育児に関するさまざまな不安や悩みを相談のできる場を提供します。
延長保育事業の充実	長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、保育時間に関するニーズとして多い時間帯を中心に、延長保育事業を充実します。

図表 検討中・未実施の事業

事業名	事業内容
休日保育事業の実施	保護者の就労等の理由で休日に保育を必要とする児童のために、指定された園での休日保育実施を検討します。
その他特別保育の検討	特定保育や夜間保育、病後児保育サービスについては、ファミリー・サポート・センター事業のなかでの対応を検討します
中学生・高校生の居場所づくり	既存の文化施設やスポーツ施設を活用した中学生・高校生を対象とするイベントの充実に努めます。
若い世代の意識づくり	若い世代に対して、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識の醸成に努めます。

第3章

基本理念等

第3章 基本理念等

1 基本理念

本計画の基本理念は、二宮町次世代育成支援行動計画（後期計画）によるこれまでの取組みと、子ども・子育て支援法に基づく新たな取組みを一貫性のある子ども・子育て支援として推進するため、総合的に定めるものとします。

みんながつながり
自然とふれあいながら
子育てができるまち

本町は、多様な自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。そのため、町民同士が顔見知りになる機会も多く、人とのつながりを持ちやすいという特徴があります。

また、吾妻山、二宮せせらぎ公園、葛川、海岸など、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。そのため、幼いころから自然や地域の人と触れ合う機会が多く、自然を通じた学びや、地域の人との交流を重ねていくことで、自然や他人に対する思いやりの心が芽生えます。

この思いやりの心は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、子どもや子育て家庭を温かく支え見守る輪の基となります。

「若い世代の男女が、生まれ育った二宮を離れることなく、または二宮を恋しく想いながら自分に合った生き方を見つけられること」、「子どもに恵まれたい・子どもを育てたいと思う誰もが、地域に温かく見守られながら、安心・喜び・心のゆとりを持って子どもを産み、また育てることができること」、それは住み良いまちづくりを町全体が一丸となって推進することにより、実現できるものとなります。

また、新たに越してきた住民にとっても、住み良いまちづくりの推進を通じた「地域における生活の質」の向上を図ることで、誰もが「住んで良かった」と言える町にするとともに、地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に定住者の増加を目指します。

本町では、基本理念の「みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち」をキーワードに、二宮のすべての子どもたちと、すべての子育て家庭の幸せを願い、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという認識のもと、地域、関係機関と連携しながら、計画を進めていきます。

2 基本目標

基本目標については、次の6つを設定し、課題に応じた施策を総合的に展開します。

1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

すべての家庭が地域で安心して子育てができるよう、サービス利用者の視点で柔軟に対応できるような子育て支援サービスを推進するとともに、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえた教育・保育サービスや放課後児童対策の充実といった子育て支援サービス（質・量）の改善を図るなど、子ども・子育て支援事業計画により、その取組みを強化していきます。

また、親として主体的に子育てを行えるよう講座や相談等の機会を提供し、子どもと親がともに育ち育てあうことを支援していきます。

さらに、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図り、子育て支援に関わる機関や団体、グループ等のネットワーク化を推進することで、児童の健全な育成に向けた各種活動の活発化に努めます。

また、医療や教育分野等において子育てに伴う経済的な軽減策を行うとともに、子育てに伴う税制や社会保障等のしくみの見直しについて国や県への働きかけ、子育ての社会化を図ります。

2 【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理

親子の健康確保と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産から育児期を通じ、健康診査や健康相談・訪問指導等、切れ目のない保健対策を実施することにより育児不安の軽減に努めます。

また、食育の推進や学童期・思春期における保健対策、小児医療の充実を図ることで、健康の管理と推進を進めます。

3 【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応に向けて、関係機関を含め、地域の連携や体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等への適切な支援サービスと体制の充実を図るとともに、保護を必要とする子どもや、発達に心配のある子ども、障がいのある子どもが身近な地域で生活できるよう、総合的な取組みを推進します。

4

【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

結婚や子育てについて、若い世代の意識を醸成することで、次代の親の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたち自身が「心豊かにたくましく生きる力」を育成することができるよう、学校教育の充実や特色ある学校づくりを推進するとともに、学校、家庭、地域との連携を深めます。特に、教育の環境を地域とともに作り上げることで、地域社会における子育て意識の醸成を図ります。

5

【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備を進めます。妊婦や乳幼児を抱えた保護者等が気軽に安心して外出できる子育てバリアフリー*のまちづくりの推進や、子どもたちが事故や事件に巻き込まれることがないように、地域ぐるみで交通安全や防犯対策、有害環境対策等の推進に努めます。

6

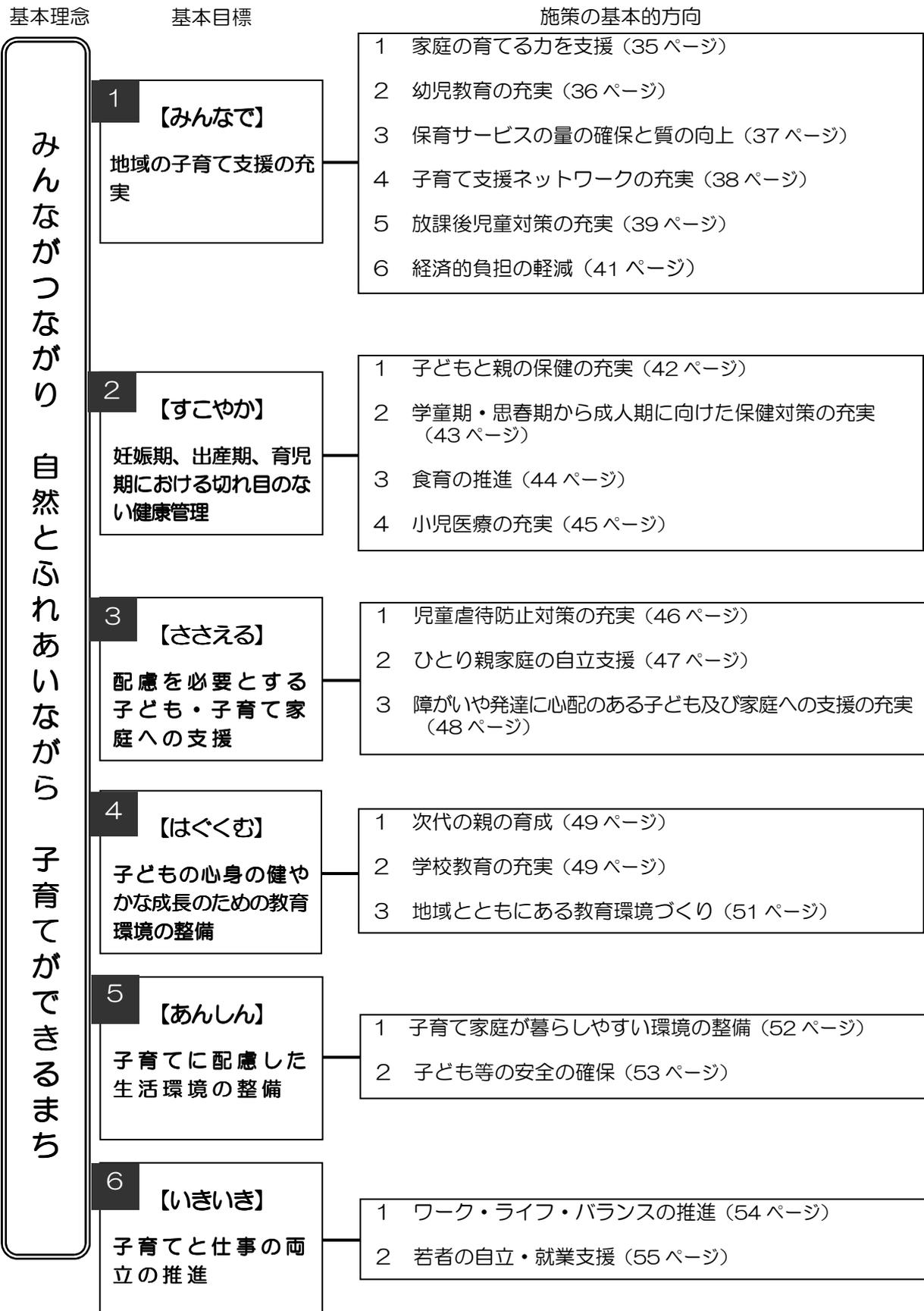
【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

仕事と生活の調和が行えるよう、事業所や関係機関等への働きかけを行います。働き方の見直し等を通して、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み、そして育てる意識の醸成を図ります。

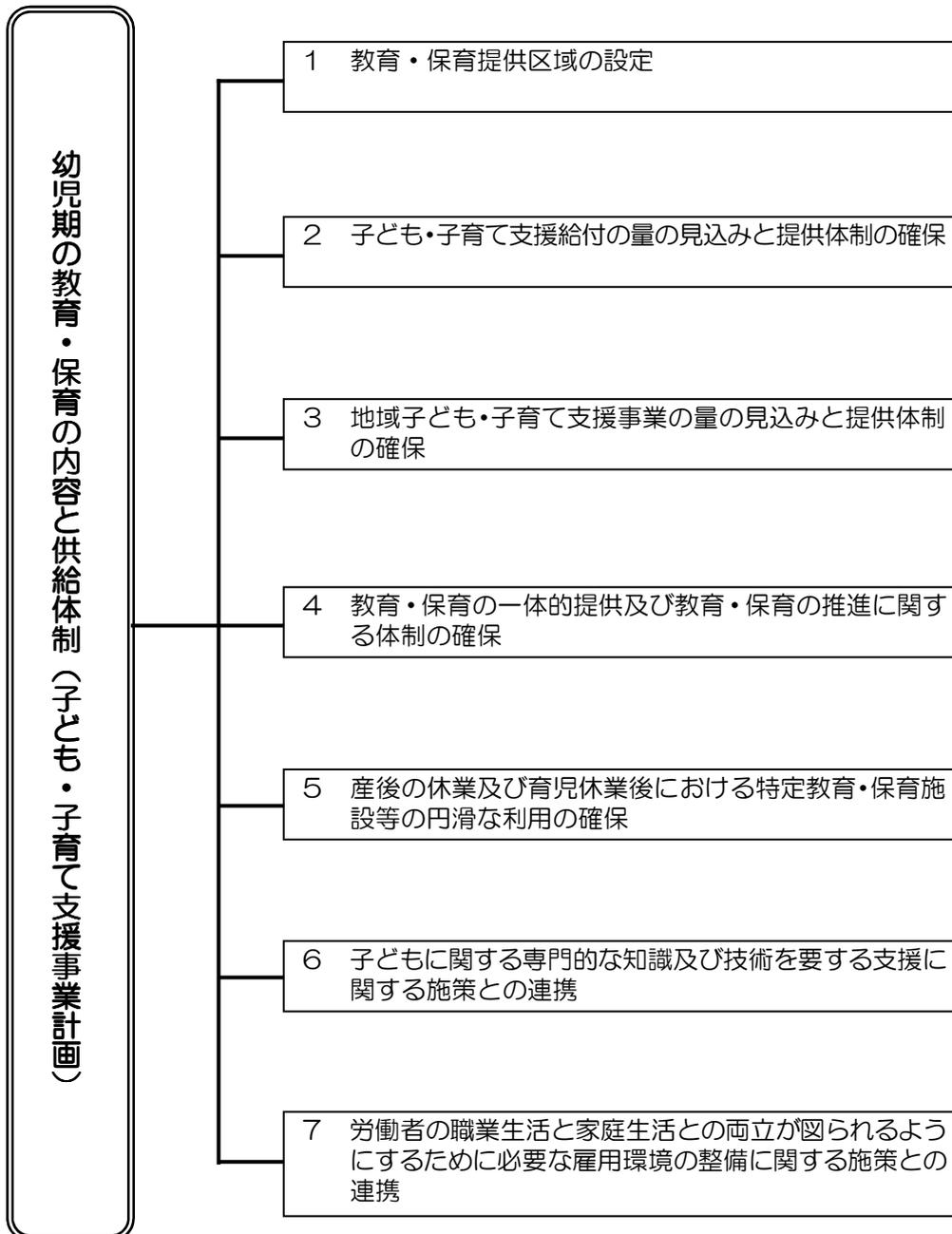
また、性別に関わりなく育児休業を取得しやすくするなど、事業所等と連携しつつ、子育てをする親にとっても働きやすい環境づくりに向けた取組みを推進します。

さらに、非行やひきこもりなど社会から孤立しがちな青少年が、厳しい雇用情勢の中でも自分の生活設計を立てられるよう、自立・就業に向けた支援を行います。

3 計画の施策体系



子ども・子育て支援事業計画の施策体系（事業内容は59ページ以降）



第4章

基本目標ごとの施策の展開 (次世代育成支援行動計画)

第4章 基本目標ごとの施策の展開（次世代育成支援行動計画）

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

1 家庭の育てる力を支援

【現状】

核家族化の進行、働きながらの育児、母親の孤立化など、子育て家庭や保護者への負担が増しており、周囲からのサポートを得ることが難しい家庭が増えてきている中で、保護者の育児ストレス等による子どもへの影響が懸念されています。

そのため、子育てに関する情報の提供や相談体制の周知等、子育て家庭や保護者に向けた、さまざまな支援が求められています。

【施策の方向】

保護者が親としての子育ての喜びや責任を認識できるよう、講座や地域との交流、相談体制づくり等を充実させるとともに、緊急時の一時預かりサービス等を通じて、子育て家庭への負担を減らし、安心して子育てができるよう支援します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 子育て・親育ちの学習機会の充実		
親育ちの支援	子育てサロン等において、子育て経験者との対話を通じ、子育ての喜びや苦労を分かち合える機会を提供します。 また、子どもとのふれあいやしつけなど、学習機会の充実を図ります。	子ども育成課
育児参加の促進	マタニティ教室や親子講座等を、男性が参加しやすいよう土曜日に開催するなどして参加の機会を拡大し、育児参加を促進します。	子ども育成課 生涯学習課
男性が参加する子育ての促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業等への男性の参加を促進します。	子ども育成課 生涯学習課
2 地域子育て支援拠点		
子育てサロンの拡大	地域における子育て支援拠点として「子育てサロン」を拡大し、町内3小学校区すべてで実施します。 また、子育て中の親子が気軽に集い、育児に関する不安や悩みを相談できる体制づくりに努めます。	子ども育成課
子育てスペース「でんでんむし」・「かるがも親子」の充実	母親同士の交流を深めるため、子育てスペース「でんでんむし」、「かるがも親子」を充実させます。 また、育児不安を抱える親を早期に把握し、情報提供と不安の軽減を図ります。	子ども育成課
保育所園庭開放の促進	保育所の子育て支援に関する専門的な機能を活用するため、地域のニーズに応じた園庭開放に努めます。	子ども育成課
3 一時預かり		
一時預かりサービスの充実	保護者の緊急の用事や、リフレッシュによる一時保育ニーズに対応するためのサービスを実施します。	子ども育成課
ファミリー・サポート・センターの充実	サービスを利用したい人と提供したい人が会員となる、地域での相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実を進め、協力会員の増強を図ります。	子ども育成課

2 幼児教育の充実

【現状】

町内の5か所の私立幼稚園は、それぞれの建学の精神に基づき充実した教育が行われていることから、町外からも多くの児童が利用しています。

幼稚園の機能として、保護者の就労機会の増大などさまざまな理由から、教育機能だけでなく、幼稚園にも保育・子育て支援が求められています。

【施策の方向】

幼稚園における教育の充実を図りながら、幼稚園での預かり保育等、保護者のニーズに合った選択ができるよう情報提供を進めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
幼稚園情報の提供	子育て中の保護者がニーズに合った選択ができるよう幼稚園情報（預かり保育事業、満3歳児等受入れ等）について、幼稚園と連携し情報の提供に努めます。	子ども育成課
私立幼稚園への支援	私立幼稚園の適正運営を図るため、私立幼稚園や園児への補助を推進します。	子ども育成課
新制度への対応	新制度に関する情報提供に努め、認定こども園や施設型給付への移行を希望する幼稚園に対し、円滑な移行ができるよう支援します。	子ども育成課

3 保育サービスの量の確保と質の向上

【現状】

核家族の増加や周囲に祖父母等がないといった家族形態等の変化、長時間勤務や早朝・深夜勤務、シフトによる休日の不定といった働き方の多様化等の理由から、保育所の利用ニーズの増加や多様化がみられます。このように、さまざまな事情を抱えている保護者のニーズへの対応を図るため、今後も保育サービスの充実が求められています。

なお、これまで年度初めには待機児童はありませんでしたが、年度途中において数名の待機が生じており、待機児童解消への早期対応が望まれています。

【施策の方向】

通常の保育以外にも延長保育を充実させ、病児保育等についても検討を続けます。

また、保育に関わるスタッフの質の充実を図り、より良い保育サービスが提供できるよう努めるとともに、待機児童解消に向けた施設の拡充を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 保育の量の確保		
保育所の充実	保育施設としての機能を十分に果たすことができるよう、町立保育所の管理運営の充実や、私立保育所の健全な運営を促進します。	子ども育成課
延長保育事業の充実	長時間保育が子どもに与える影響を考慮しながら、ニーズの多い時間帯を中心に、延長保育事業の充実を図ります。	子ども育成課
休日保育事業の実施	保護者の就労等の理由で休日に保育を必要とする児童のために、指定された園での休日保育実施を検討します。	子ども育成課
その他の特別保育の検討	夜間保育、病児・病後児保育等のサービスについて、検討を続けます。	子ども育成課
保育所待機児童の解消	保育所待機児童の解消のため、教育・保育施設や地域型保育*により保育の場の拡充を図ります。	子ども育成課
保育士の確保	保育士不足の問題に対応するため、県やハローワーク等と連携し、保育士確保につなげるとともに、保育の質の向上にも取り組みます。	子ども育成課
2 保育の質の向上		
保育スタッフ研修の充実	保育士等保育に関わるスタッフが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、研修の充実を図ります。	子ども育成課
意見要望処理体制の充実	保育サービスに伴う利用者からの意見要望の解決のため、保育所における意見要望処理体制を充実させます。	子ども育成課
自己評価・第三者評価の推進	町内保育所におけるサービスの向上に向けた取組みを促進するため、自己評価及び第三者評価機関による専門的、客観的な立場からの評価受審を推進します。	子ども育成課
地域人材の活用	子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等に対し、保育所や小規模保育*事業等への活用を図ります。	子ども育成課
集いや催し等における託児の実施	町民を対象とした集いや催し等において、安心して子どもを預けられる託児サービスの実施を推進します。	子ども育成課

4 子育て支援ネットワークの充実

【現状】

子育てや子育て支援に関する情報の提供をチラシやパンフレット、ホームページ等で行っていますが、子ども・子育てに関するアンケート調査結果によると、子育てに関する情報の伝達方法の整備・拡充や、子育てに関する情報提供のさらなる充実を望む保護者の声が多く寄せられています。

また、保育所・幼稚園・小学校、関係団体等との連携を進めており、保護者同士の交流機会の提供等も行うことで、地域における子育てに関するネットワークの拡大や充実を図っています。

【施策の方向】

相談窓口や民生委員・児童委員、専門的な職員を通じた情報や、パンフレットやホームページ等さまざまな媒体を通じた情報の提供を行います。また、子育て支援に関わる機関や団体等のネットワークを強化し、連携を深めていくことで子育て支援の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 相談情報提供の充実		
総合的な相談・情報窓口	各種相談窓口との連携を強めるなかで、子育てサロンを総合的な相談窓口として専門的な職員を配置するなど、体制を整備していきます。	子ども育成課
各種相談窓口の充実	育児相談をはじめとしたこれまでの各種相談窓口について、引き続き子育ての身近な相談窓口として充実させます。また、相談員の資質の向上や相互の情報交換・連携を進めます。	子ども育成課
相談体制の充実	民生委員・児童委員等による生活相談をはじめ、関係機関との連携のもとで子育てに関する相談体制の充実を図ります。	福祉課 子ども育成課
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用できるように、教育・保育施設や関係機関と連携し、子育て家庭に対し子育てに関わる適切かつ最新の情報の提供や相談、援助などをします。	子ども育成課
インターネットの活用	インターネットや携帯電話等の通信技術の活用を図り、情報の質や量に応じて、町民が利用しやすい媒体を整備します。また、町外の方にもホームページから検索しやすいよう、子育て情報を提供していきます。	子ども育成課 企画政策課
2 子育てネットワークの拡大と地域活動の充実		
地域子育て支援のネットワーク化	子育て支援に関わる関係機関、団体、グループと連携し、子育て支援サービス等のネットワーク化を推進します。	子ども育成課
地域の見守りの充実	地区長連絡協議会や各種団体との連携により、地域の見守りや交通安全活動等の地域活動や、地域の子育て支援活動の充実を支援していきます。	町民課 防災安全課
子育ての仲間づくりの支援	子育てグループによるコミュニティ保育や学習活動を促進し、保護者相互の交流と仲間づくりを支援します。	子ども育成課

事業名	事業内容	所管課
3 「幼・保・小」との連携		
小学校との交流支援	幼稚園、保育所から小学校へのスムーズな移行を進めるため、園児が小学校を訪問する等の交流を行います。	教育総務課
情報交換の支援	二宮町幼・保・小連携推進委員会を開催し、幼稚園教諭及び保育所の保育士と小学校教諭との情報交換、連携を支援します。	教育総務課
就学前相談	年長児を対象に就学前相談を実施、支援を要する児童については「支援シート」の作成を促し、幼稚園や保育所から小学校にかけて一貫した支援を行えるよう努めます。	教育総務課
交流保育	町内幼稚園、保育所の年長児を対象に交流機会の場を設けます。	子ども育成課

5 放課後児童対策の充実

【現状】

保護者の就労等により、放課後も一人で過ごさざるを得ない児童の増加や、習い事等による生活の変化、インターネットやスマートフォン等によるコミュニケーションの変化など、児童を取り巻く環境も常に変化しています。

しかし、子ども同士の遊びを通じて形成される仲間づくりや社会性の発達、健康な体づくり等が期待できる、放課後児童対策を通じた子ども同士の遊びや交流が重要となります。

また、現在町内の全小学校区にそれぞれ1か所、合計3か所の学童保育がありますが、各保護者会の自主運営となっているため、保護者会との連携強化や各学童保育の活動支援の充実が求められています。

【施策の方向】

国の「放課後子ども総合プラン※」の推進にあわせながら、学童保育や放課後子ども教室における子ども同士の遊び等を通じて、心身の健全な育成を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
学童保育の充実	学童保育の快適な環境づくりの推進や、より多様な運営を図るため、各学童保育の活動を支援します。また、土曜開所や開所時間の延長など、さらなる充実を図っていきます。	子ども育成課
放課後児童支援員の資質の向上	子どもの心身の健全な育成のために必要な知識、技能の修得・維持ができるよう、放課後児童支援員の養成や資質向上を図るとともに、放課後児童支援員等の情報交換会や研修機会の充実を図ります。	子ども育成課
放課後子ども教室の充実	子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりとして、小学校の体育館を使って、遊びの場を確保します。	生涯学習課

【放課後子ども総合プラン】

国の「放課後子ども総合プラン」に基づいて、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、次のとおり取り組みます。

○ 学童保育の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

第 5 章 3 (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育） 70 ページに記載

○ 一体型の学童保育及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

現在も学童保育（3 か所）及び放課後子ども教室を同一の小中学校内の体育館にて実施していますが、放課後子ども教室の実施方法や回数について検討を進めていきます。

○ 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

引き続き実施できるよう努めます。

○ 学童保育及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在も学童保育（3 か所）及び放課後子ども教室を同一の小中学校内の体育館にて実施していますが、引き続き実施できるよう努めます。

○ 小学校の余裕教室等の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在も学童保育（3 か所）及び放課後子ども教室を同一の小中学校内の体育館にて実施していますが、引き続き実施できるよう努めます。

○ 学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

学童保育及び放課後子ども教室の関係部局が連携し、放課後児童対策を総合的に取り組みます。

○ 地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取り組み

二宮学童保育所においてはすでに実施しており、一色学童保育所及び山西学童保育所は利用者のニーズに応じて、開所時間の延長を検討します。

6 経済的負担の軽減

【現状】

子どもを育てるうえで、子育ての経済的負担が大きいことが理想とする子どもの人数をあきらめる一つの要因として認識されている中で、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。

このため、児童手当の支給や医療費の助成、ひとり親家庭や障がい児等への助成を実施し、負担の軽減に努めています。

【施策の方向】

児童手当については国の制度に基づき、これまでと同様に助成等を行います。また、児童生徒が経済的な理由により就学困難な場合は、就学に必要な費用の援助や各種奨学金の利用支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童手当の支給	国に準拠し児童手当を支給します。	子ども育成課
児童扶養手当等の支給	子どもと家庭の状況に応じて、児童扶養手当や各種助成制度等を案内し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を推進します。	子ども育成課
障害児福祉手当の支給	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に県から支給される障害児福祉手当の制度を案内し、手続きを行います。	福祉課
医療費の助成	小児医療費、ひとり親家庭医療費、障害児（者）医療費について引き続き助成を実施します。	子ども育成課 福祉課
幼稚園就園の補助	私立幼稚園に就園させる保護者に対し、保育料の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。	子ども育成課
要保護・準要保護児童・生徒の援助	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を援助します。	教育総務課
特別支援教育就学奨励費の支給	「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者」及び「特別支援学級に就学している児童・生徒の保護者」に対し、経済状況に応じて、義務教育に係る経費の一部（学用品費、校外活動費、給食費等）を補助します。	教育総務課
奨学金の支給	人物・学業ともに優れた生徒のうち、経済的に高等学校課程の就学が困難な生徒に対し、審査のうえ、学資を支給します。	教育総務課
実費徴収に係る補足給付	保護者の世帯所得等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や、行事への参加費等を助成する事業の検討をします。	子ども育成課

基本目標 2【すこやか】妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない健康管理

1 子どもと親の保健の充実

【現状】

母子の健康確保のため、妊娠時から出産後、そして子どもの成長に合わせた切れ目のない支援等が求められています。本町においても、各種健康診査や訪問事業、相談事業等を実施しており、健康の管理に努めています。

【施策の方向】

引き続き、妊娠や出産等に関する相談や各種健康診査、育児教室など、さまざまな側面から母子の健康を維持・向上させるための支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 健康診査・訪問		
妊婦健康診査・歯科健診の充実	安心して妊娠及び出産をするために、妊婦健康診査及び妊産婦歯科健診を実施します。	子ども育成課
健康診査の充実	4か月児、8～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、高い受診率を維持しながら、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。	子ども育成課
歯科健康診査の充実	1歳児健康歯科や2歳児歯科健康診査を実施し、う歯を減らし、子どもの健全育成を図ります。	子ども育成課
妊婦訪問・赤ちゃん訪問	妊婦の出産不安等に早期に関わるため、若年、高齢等ハイリスク妊産婦への保健師等による訪問指導を実施します。出産した全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、母子についての健康相談と、母子保健サービスについての情報提供を実施します。	子ども育成課
予防接種の推進	予防接種の意義や受ける時期など、正しい知識の理解と啓発を行い、身近な場で予防接種についての相談や接種ができるよう関係機関との連携強化を図ります。	子ども育成課 保険医療課
2 育児相談・学習の充実		
情報・相談・交流会の提供	母子健康手帳交付時やマタニティ教室を通して、情報提供や相談活動の充実を図ります。 また、妊婦及び父親等の参加を促し、妊婦同士の交流を深めます。	子ども育成課
フォロー体制の充実	育児教室への参加を促すなど、健康診査のフォロー体制の維持向上、医療・福祉・教育の各分野との連携を推進します。 心理相談における支援を実施し、育児不安や困難感の軽減に努めます。	子ども育成課
子育て学習内容の充実	子育て世代を対象とした「子育て講座」「子育てゼミナール」について、関係機関との連携により、内容の充実を図ります。	子ども育成課 生涯学習課 保険医療課
3 不妊・不育に対する支援		
情報提供と相談体制の整備	医療機関との連携のもとに、不妊・不育に関する情報提供や気軽に相談が受けられるような体制を整備します。	子ども育成課
医療費助成の周知	不妊・不育治療等に関する医療費助成制度を周知します。	子ども育成課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状】

学童期・思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、子どもを取り巻く環境に翻弄されて、心身の不安定や生活習慣の乱れを来すケースも見受けられます。

学童期・思春期における保健対策は、学校保健が中心となって実施されており、保健や学習活動等で担任・養護教諭らが協力し合いながら計画的に指導されています。

一方、いじめや暴力行為等の問題や不登校、ひきこもり等の課題が発生した場合に備えて、学校はもとより地域ぐるみで支援する体制の整備が求められています。

【施策の方向】

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活を送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、保健福祉事務所等の関係機関の協力も得ながら、教育相談機能の充実や教職員への支援を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 学校保健の充実		
健康に関する啓発・学習の推進	小学校高学年、中学校の保健授業において、薬物乱用の影響について学習する機会を設けます。また、喫煙や飲酒、薬物使用の有害性等について、講演会等を通じて知識の普及を図ります。 また、性に関する正しい知識の啓発を図ります。	教育総務課
関係機関との連携	保健福祉事務所等の関係機関との連携を深め、思春期の健康づくりを支援します。	教育総務課 子ども育成課 保険医療課
就学時健康診断	次年度就学予定者を対象とした就学時健康診断により、就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適切な就学についての指導に努めます。	教育総務課
2 心の問題への対応		
教育相談機能の充実	臨床心理士の配置を充実させるとともに、県のスクールカウンセラー配置事業を活用して、学校での教育相談機能の充実を図ります。	教育総務課
教育支援室の充実	児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習活動を通じ、学習意欲を高めるなど、学校復帰の援助指導を行う教育支援室の充実を図ります。	教育総務課
家庭や専門機関との連携	子どもの権利全体にかかる救済、立ち直りのための支援の推進、いじめ、不登校、ひきこもり、十代の自殺防止の取り組みなど、家庭との連携はもちろん、医療機関、児童相談所等の専門機関と連携し、生徒の諸問題に対し、早期対応に努めます。	教育総務課 保険医療課
教職員への支援	児童・生徒の悩みに対する助言や問題解決のために、教職員に対する臨床心理士等の専門家による研修等を実施します。	教育総務課

3 食育の推進

【現状】

栄養の偏りや朝食の欠食等の食習慣の乱れによる肥満や不健康なやせ等の問題、食物アレルギー児への対応など、子どもの食生活をめぐる問題は深刻化しています。食生活は心身の健康をつくる上でも重要なものであり、栄養バランスの取れた食生活を送ることが求められます。

また、食育を通じて二宮の豊かな自然から生まれた農産物を知り、地産地消を図ることは、地域への理解や愛着を持つことへもつながることから、さまざまな機会を通じた食育の推進が求められています。

【施策の方向】

妊婦や保護者への食育の啓発や食物アレルギーに関する知識の普及啓発のほか、学校給食等における地場産物活用の推進や食に関する体験学習の確保に努めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 食育の啓発・指導		
アレルギー相談の実施	乳幼児健診等での管理栄養士による相談のほか、必要に応じて医師等と連携して相談体制の充実を図ります。	子ども育成課 保険医療課
食物アレルギーに関する知識の普及啓発	アレルギー情報の提供、パンフレットの作成や講演会等によりアレルギー性疾患に関する正しい知識を普及します。	教育総務課 子ども育成課 保険医療課
親と子の食育の啓発	マタニティ教室等において、妊娠期における食生活や出産後の栄養指導を通じ、食育の啓発を行います。 乳幼児期における食育は子どもの心と体をつくる基本であることから、育児相談等を通して、正しい食事の摂り方や子どもの発達段階にあった食事の必要性について啓発します。	子ども育成課
保育所、幼稚園における食育の啓発	園児や保護者、さらには幼稚園教諭、保育士の食育に対する理解を深めるとともに、偏食等の食習慣の是正や食事マナーを身につける等の食育の啓発を図ります。	子ども育成課
食を通じた豊かな家庭環境づくり	「子育てゼミナール」をはじめとする生涯学習事業を通して、食を通じた豊かな家庭環境づくりを推進します。	生涯学習課 保険医療課
2 学校等における食育の推進		
学校における食育の推進	小中学校の給食や家庭科、総合的学習の時間等において、食に関する知識と関心の醸成を図ります。 また、関係者との連携により、地場農産物の給食への活用を図ります。	教育総務課
食に関する体験学習機会の充実	地域の協力を得て、地域の農産物に対する関心をさらに高めるため、生産・流通の場について学習する機会や、田植え・稲刈り等の農業の実体験、調理体験等、二宮の豊かな自然にふれあえる体験学習機会の充実を図ります。	教育総務課 産業振興課

4 小児医療の充実

【現状】

小児医療を充実させることは、安心して出産・子育てができることにつながります。そのため、子どもが必要とする適切な医療を安心して受けられるよう、医療費の助成や救急医療体制の確保が求められています。

【施策の方向】

小児医療費助成制度の拡充をはじめ、かかりつけ医を持つことの重要性を周知するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
医療費の助成	小学校6年生までの入通院及び中学生までの入院に対し、医療費を引き続き助成するとともに、さらなる制度の拡充を図ります。	子ども育成課
かかりつけ医の普及	普段からかかりつけ医を持つよう、情報提供や啓発を実施します。	保険医療課
救急医療体制の周知と充実	関係機関と連携を図りながら、救急医療体制の充実を図ります。	保険医療課

基本目標 3 【ささえる】 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

1 児童虐待防止対策の充実

【現状】

児童虐待やいじめ等は、子どもの権利を著しく侵害するものです。また、近年では居所不明児童や、子どもを放置し死に至らしめる等の問題も表面化してきています。

そのため、児童虐待の予防や早期発見が強く求められています。

【施策の方向】

関係機関が連携し、虐待の防止や早期発見に努めます。また、保護者への意識啓発はもちろん、広く住民に対しても児童虐待防止に向けた普及啓発を行い、児童虐待に関する認識を深めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
児童虐待に関する啓発・相談活動の推進	児童虐待防止についての意識の啓発や相談活動を充実し、虐待の予防と早期発見に努めます。	子ども育成課
児童虐待の対応	虐待に関する相談を受け、児童相談所や関係機関と連携して子どもの安全を確保するとともに、家庭への援助を行います。	子ども育成課
児童相談の実施	育児不安を持つ保護者等のため、児童相談員を配置し、相談の充実を図ることにより、虐待防止に努めます。	子ども育成課
児童虐待の事前予防	乳幼児健康診査や保育所、幼稚園等で子どもの体の様子を細かく見守り、児童虐待の防止に努めます。 また、保護者の身体的・精神的負担の状況を把握することや、乳幼児健康診査未受診者の家庭訪問の実施を強化することで、児童虐待の事前予防に努めます。	子ども育成課
児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、二宮町要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関とのさらなる連携を強化します。	子ども育成課

2 ひとり親家庭の自立支援

【現状】

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間を割くことができないことや、経済的な問題を抱えている等の傾向がみられます。また、周囲からの支援を受けにくい状況に置かれていることなど、さまざまな支援が求められています。

【施策の方向】

手当及び助成金等の支給や就労の促進、保育所入所の優先的措置など、ひとり親家庭に対する支援を充実させます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
相談体制の充実	関係機関との連携のもとで相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。	子ども育成課
生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭に対応するため、児童福祉施設等において一時的に子どもを養育する事業の利用を周知します。	子ども育成課
就労の促進	職業訓練や技能習得の機会、職業紹介を関係機関に働きかけるとともに、保育所への優先入所等を通じて、ひとり親家庭の就労を促進します。	子ども育成課
経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用周知など、生活の安定と自立を助ける経済的支援を実施します。	子ども育成課

3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

【現状】

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもは、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、それぞれの家庭に向けた支援も不可欠となります。そのため、児童の状態や家庭の状況に応じた個別の支援が求められます。

【施策の方向】

発達に心配のある子どもへは、育児相談や育児教室を中心に支援を行い、障がいのある子どもに対しては就学前からそれぞれの障がいの状況に応じた指導や支援を行うことで、地域で安心して暮らせるよう、総合的な支援を行います。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達に心配があり、発達支援が必要な子どもに対し、育児相談や育児教室を中心に支援を行うことで、早期療育体制の充実を図ります。	福祉課 子ども育成課
幼稚園・保育所における障がい児の受入れの推進	障がい児保育は、障がい児にとって集団生活や生活習慣等の面で大きな効果が期待されることから、幼稚園・保育所等での受入れを推進します。	子ども育成課
幼稚園・保育所巡回相談の実施	臨床心理士や保健師等が幼稚園・保育所を巡回し、保護者や先生に対し、子どもの発達支援に関する助言を行います。	子ども育成課
学校における特別支援教育の充実	就学前相談を充実させるとともに、就学指導委員会での審議内容を踏まえ、障がいの状況に応じた適切な指導や支援を実施します。	教育総務課

基本目標4【はぐくむ】子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

1 次代の親の育成

【現状】

少子化等の影響により、きょうだいの少ない子どもが多く、乳幼児や自分よりも年齢の低い子どもと接する機会が減少しています。また、他人との交流の仕方や方法が多様化する一方で、深い付き合いを望まない等の傾向もみられます。

そのため、他人と交流する機会や乳幼児等と接する機会の提供など、ふれあい・交流の場が求められています。

【施策の方向】

乳幼児や小さな子どもとの触れ合いを通して、他人を慈しむ心や命の大切さや子どもを産み、育てることの意義を学ぶことにより、将来子どもたちが親となるために必要な子育てや子どもに対する意識の醸成を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
若い世代の意識づくり	若い世代に対し、子育てや子どもの育成に関わるボランティア活動への積極的な参加を促進し、子育てに対する意識を醸成します。	子ども育成課
年少者との交流	幼稚園訪問や中学生の保育所訪問による保育体験を実施し、小さな子どもとのふれあいを通じて、自分自身を振り返り、家庭生活を大切にすることを育みます。	教育総務課

2 学校教育の充実

【現状】

学校教育は、次代を担う子どもたちが生涯を通じて生きる力の基礎となるものであり、健康的な心身の発達にも欠かすことはできません。また、本町の小学校3校・中学校2校では特色のある学校づくりを双方連携して実施しており、英語教育や情報教育などコミュニケーション能力の育成・向上、人権教育にも力を入れています。

【施策の方向】

今後も英語教育の向上や、情報教育、体験を重視した教育など、世の中の情勢や本町の地域性を生かした、特色のある学校づくりを進めます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 確かな学力の向上		
基礎学力の向上	基礎的・基本的な知識や技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育む授業の実施により、児童・生徒の基礎学力の向上に努めます。	教育総務課

事業名	事業内容	所管課
きめ細かな指導の充実	<p>少人数学習など、児童・生徒一人ひとりの個性や発達・成長の状況に応じたきめ細かな指導の徹底を図るとともに、学校教育相談の充実を図ります。</p> <p>また、学習効果の向上を図るため、支援教育補助員の配置や日本語指導を必要とする外国籍等児童生徒等への日本語指導員の派遣、そにつく（ことばの教室）の設置など、きめ細かな指導を進めます。</p>	教育総務課
総合的な学習の時間の実施	横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら学び考える力を身につけ、主体的に問題解決に取り組む態度等の育成を図ります。	教育総務課
子どもの健康づくりの推進	学校の教育活動全体を通して、子どもが発達段階に就いて健康についての知識を習得し、さらに健康についての実践力が高められるよう、学校と家庭が連携し、子どもの健康づくりを推進します。	教育総務課
防災・安全教育の推進	防災訓練等を通じて危険予知能力や危険回避力を高め、自分自身を自分で守る意識を育む教育を推進します。	教育総務課
2 特色ある学校づくり		
国際理解・英語教育の推進	小・中学校における外国語指導助手の活用等により、国際理解・英語教育を推進します。また、英語検定料を助成し、英語学習への意欲を高めます。	教育総務課
情報教育の推進	<p>コンピューター等情報機器の操作の習熟を図ります。</p> <p>また、コンピューターやネットワークを通じて情報収集を行い、情報の編集・判断・発信できるよう情報リテラシー教育の充実を図ります。</p>	教育総務課
情報モラル教育の実施	スマートフォン等を介して行うメールやブログなどの情報サービスに対して正しい使い方を指導するため、情報モラル教育を推進します。	教育総務課
地域に開かれた学校づくり	<p>地域における人材を学習協力者や体育・文化活動指導員として活用するなど、地域の教育力を積極的に活用します。</p> <p>また、学校評議員制度を活用して学校、家庭、地域との連携・協力を推進します。</p>	教育総務課
体験を重視した教育の推進	子どもたちの興味・関心に基づく職場体験や自然体験、福祉・ボランティア体験など、地域と学校が連携・協力しながら、多様な体験活動を推進します。	教育総務課
豊かな心を育む教育の推進	人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育成したり、さまざまな体験活動や集団活動を通して、自分の気持ちを伝えたり相手の気持ちを聞く力を身につけること、また1つの活動を役割分担しながら全員で作り上げることなど、人や自然とのかかわりの中で豊かな心を育むことを目指した教育を推進します。	教育総務課

3 地域とともにある教育環境づくり

【現状】

家庭における教育は、人として生きていくうえで最も根本となる教育であり、人間形成の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。

また、地域における交流等は、子どもたちが成長する過程で必ず経験する要素であり、子ども会やスポーツ教室、地域活動等が子どもに与える影響は大きく、地域における教育環境の充実が求められています。

【施策の方向】

家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、身近な地域でのイベントや交流など、二宮の歴史、自然、文化を体験学習できるようなさまざまな活動を通じて、まちづくりへの意識にもつながるよう、地域における教育環境の充実を図ります。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
1 家庭教育の充実		
家庭教育に関する学習機会の充実	子育てゼミナールやPTA役員研修等の各種社会教育事業を通じて、親自身の家庭における役割や責任の自覚、子どもの発達段階に応じた親のあり方や望ましいしつけの方法など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
図書館事業の充実	子育て関連図書や子ども向けの蔵書の充実を図るとともに、「ブックスタート」や「おはなし会」など、子どもの年齢に合わせた子育て支援関連事業や行事を開催し、図書館利用の促進に努めます。	生涯学習課
2 地域教育力の向上		
学習・体験機会の提供	子ども会活動等による、親子がともに参加することのできる多様な学習・体験機会への支援を行います。 また、ものづくり等体験機会の提供や子どもたちの情操を豊かに育むため、文化・芸術活動を振興します。	生涯学習課
関係団体の連携強化	地域における子どもの体験・学習を推進している関係団体との連携を深め、その活動をさらに支援します。	生涯学習課
子ども会活動への支援	子ども同士の交流や世代間交流など、多様な交流を通して魅力ある子ども会活動への支援を行います。	生涯学習課
地域スポーツの振興	各種スポーツ教室を推進し、親子が気軽に参加できる地域スポーツを振興します。 また、老朽化が進むスポーツ施設の修繕補修や維持管理を実施します。	生涯学習課
世代間交流事業の充実	各種行事や地区活動等を通して、子どもと高齢者、就学前児童や小中高生との世代間の交流を充実させます。	子ども育成課 健康長寿課
地域間交流事業の充実	地域間交流事業をさらに充実し、子どもの体験活動の機会提供や世代間のふれあい等を通して、地域の活性化を図ります。	町民課 生涯学習課
中学生・高校生の活動や居場所づくり	地域イベントへの積極的な参加を促すとともに、既存の文化施設やスポーツ施設を活用した中学生・高校生を対象とする事業の充実を努めます。	生涯学習課

基本目標 5 【あんしん】子育てに配慮した生活環境の整備

1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

【現状】

子ども・子育てに関するアンケート結果によると、就学前児童のどの年齢の保護者からも「公園の整備や確保」「子育てをしやすい環境の整備」が上位にあげられ、これらの改善要望の高さが示されています。また、本町は自然を身近に親しむことのできる環境に恵まれており、公園・緑地も数多くありますが、その利点をすべて生かしているとは言いきれません。

良好な住環境の充実は、子育てのしやすさや子育て家庭の満足感にもつながりますが、こうした二宮の地域性も生かした整備を進めることで、特色のある魅力的なまちづくりへとつながっていきます。

そのため、子どもの視点・子育て家庭の視点に立って、ベビーカーの使用時に不便な道路の段差解消や、子どもを連れたまま使用できるトイレの整備など、子どもや妊産婦、また子育て家庭の人たちが安心して気軽に外出できる環境づくりが求められています。

【施策の方向】

子どもや子育て家庭に配慮した快適で安心できる居住環境の整備を図るとともに、子育て家庭や妊産婦をはじめとして、高齢者・障がい者など、全ての人が安全・安心に外出ができ、子どもが犯罪や事故にあうことなく安心して遊べるような公園・施設・道路等のバリアフリー化に取り組んでいきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
良好な住環境づくりの推進	子育て世代が町に定住して、安心して生活や子育てができるよう、安全で快適な住環境づくりを推進します。	都市整備課
安全で安心な公園・緑地の整備	子どもの身近な遊び場である公園や緑地を、子どもたちにとって楽しく安全で、安心して遊ばせることができる場所として整備します。	都市整備課
安全な道路環境の整備	子ども連れでも安心して通行できるよう、道路の段差解消や交差点の改良の他、カラー舗装による視認性の向上、交通管理者である警察との協議による交通安全施設の整備等を進め、安全な道路環境の整備をします。	都市整備課
防犯灯等の整備	地域の安全を図るため、防犯灯の設置や電球のLED化など、明るいまちづくりを推進します。	防災安全課
公共施設等の改善整備	公共施設が子ども連れでも利用しやすいように、授乳コーナーやおむつ替えのできるベビーベッドの設置など、各種施設整備を進めます。	公共施設課
子育てバリアフリーの推進	子どもや妊産婦など、子育て家庭にとって安全かつ快適に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進します。	都市整備課

2 子ども等の安全の確保

【現状】

子どもが成長し、子ども同士や一人での外出をするようになると、子どもたちの安全の確保を確実なものにしていくことが求められます。そのため、交通安全をはじめ、防犯や防災など、安全を高めていく必要があります。

また、青少年が心身ともに健やかに成長することができるよう、地域ぐるみで健全育成活動に取り組んでおり、関係機関と歩調を合わせて対策の強化に努めていく必要があります。

【施策の方向】

関係機関の協力のもと、子どもが危険や不安を感じることはない安全なまちにするため、地域をあげての交通安全対策、防犯体制及び防災対策の充実に努めます。

また、青少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動や非行防止活動を地域ぐるみで推進します。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
交通安全施設の整備	通学路を中心に危険箇所の定期的な点検を行い、歩道の整備やガードレールなど、交通安全施設の整備を進めます。	都市整備課 教育総務課
交通安全、防災・防犯指導の充実	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。また、それに伴う交通安全指導者の確保に努めます。	防災安全課 教育総務課 子ども育成課
チャイルドシート、幼児同乗用自転車の幼児用座席のシートベルト着用等の啓発	チャイルド（ベビー）シートや子どもの自転車乗用時のヘルメット、幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の必要性等の情報提供を行うとともに、交通安全運動等にあわせて子どもの安全を徹底するよう、警察等とも連携し啓発します。	防災安全課
「こどもSOSのいえ」の充実と周知	子どもが犯罪や不審者から逃れる緊急避難場所として、二宮町 PTA 連絡協議会が各家庭や事業者等地域の協力を得て設置する「こどもSOSのいえ」事業の支援を行い、普及を推進します。	生涯学習課
地域ぐるみの防犯活動の推進	安全安心まちづくり協議会を通じ、幼稚園、保育所、学校関係者や地域の人たちによる犯罪情報の共有化により、防犯意識の向上に努めます。 また、防犯教室の実施や各地区の防犯パトロール、児童・生徒の見守り活動など、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	防災安全課 教育総務課 子ども育成課
妊産婦、子どもの防災対策	災害時の避難方法や、避難所における妊産婦や乳幼児の収容方法等について検討します。	防災安全課
有害環境対策の推進	地域住民と協力しながら、有害環境の実態把握に努め、是正が必要な場合は、県や警察に対して指導取り締まりを依頼します。	防災安全課 生涯学習課
地域ぐるみの非行防止活動の推進	家庭や地域との連携を強化し、啓発活動、巡回指導など、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。	生涯学習課

基本目標 6 【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状】

家庭は子育ての基本単位であり、第一義的な責任を担うものですが、母親に子育ての負担が偏り、育児不安や育児ストレスにつながる場合が見受けられます。

本町では「第2次にのみや男女共同参画プラン」に基づき、男女共同の重要性について意識啓発を進めており、国・県とも連携して、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進していますが、未だ固定的性別役割分担が根強く、町民や職場、地域社会全体へのこうした考えの浸透は不十分な状況にあります。

【施策の方向】

子育てを個々の家庭の問題とせず、個人、事業者を含めた社会全体で支えることが必要であるため、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境や、個人の価値観やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が選択できる環境が整備されるよう、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めていきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
意識啓発の推進	家庭生活において、男女が互いに責任をもち、協力しあっていくことができるよう、意識啓発を行います。また、一般町民に対して、仕事のやり方を見直し、早く家に帰れるよう事例を紹介するなど、広報・啓発活動を実施します。	企画政策課 産業振興課
育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、育児休業等の周知徹底を促進するため、制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を実施します。	企画政策課 産業振興課
職場環境づくりの促進	男女がともに協力して子育てをする環境づくりを進めます。 また、男性も女性も育児休業等が取得しやすい職場環境づくりの啓発を実施します。	企画政策課 産業振興課
男性に対する子育て支援の促進	家事や育児についての学習や体験の機会を増やすため、各種事業等への男性の参加を促進します。	子ども育成課 生涯学習課
女性の再就職・起業をするための支援情報の提供	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職・起業をするために必要な情報をさまざまな角度から提供します。	産業振興課 企画政策課
各企業等での子育て支援等に関する取組み事例の発信	各事業者等の子育て支援に関する取組み事例等を紹介することで、雇用環境の充実を図ります。	産業振興課 企画政策課

2 若者の自立・就業支援

【現状】

若年層をめぐる厳しい雇用情勢の中で、若者の失業率、フリーター等の不安定な雇用形態やニート（若年無業者）は増加傾向にあります。こうした傾向にあって、若者自身の仕事に対する意識の低下やコミュニケーション能力不足に加え、企業の採用面でも、パート・アルバイト・派遣社員等の非正規雇用の割合も増えています。

希望する結婚と子どもを産み、そして育てることができる経済的基盤の構築が難しくなっていることもあり、自分の生活設計を立てられるよう、学校教育の段階から自立・就業に向けた知識・能力を育てていくことが必要となります。

【施策の方向】

安定的な雇用の確保は安定した人口構造へと繋がることから、児童・生徒一人ひとりが勤労観、職業観を身につけられるようなキャリア教育の推進に努めるとともに、関係機関と連携し、若者の就業支援のための相談やカウンセリング、職業能力開発等の取組みを支援していきます。

【具体的事業】

事業名	事業内容	所管課
キャリア教育の推進	ボランティア活動、職場体験など、さまざまな体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進します。 また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	教育総務課
若者の就業支援	就業を希望しながら職に就けない若者や不安定な就労状況にある若者に対して、かながわ若者就職支援センター等の関係機関によるカウンセリングや職業訓練など、就業支援や相談機関の情報を提供します。	生涯学習課 子ども育成課 企画政策課 産業振興課

第5章

子ども・子育て支援の新たな取組み (子ども・子育て支援事業計画)

第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

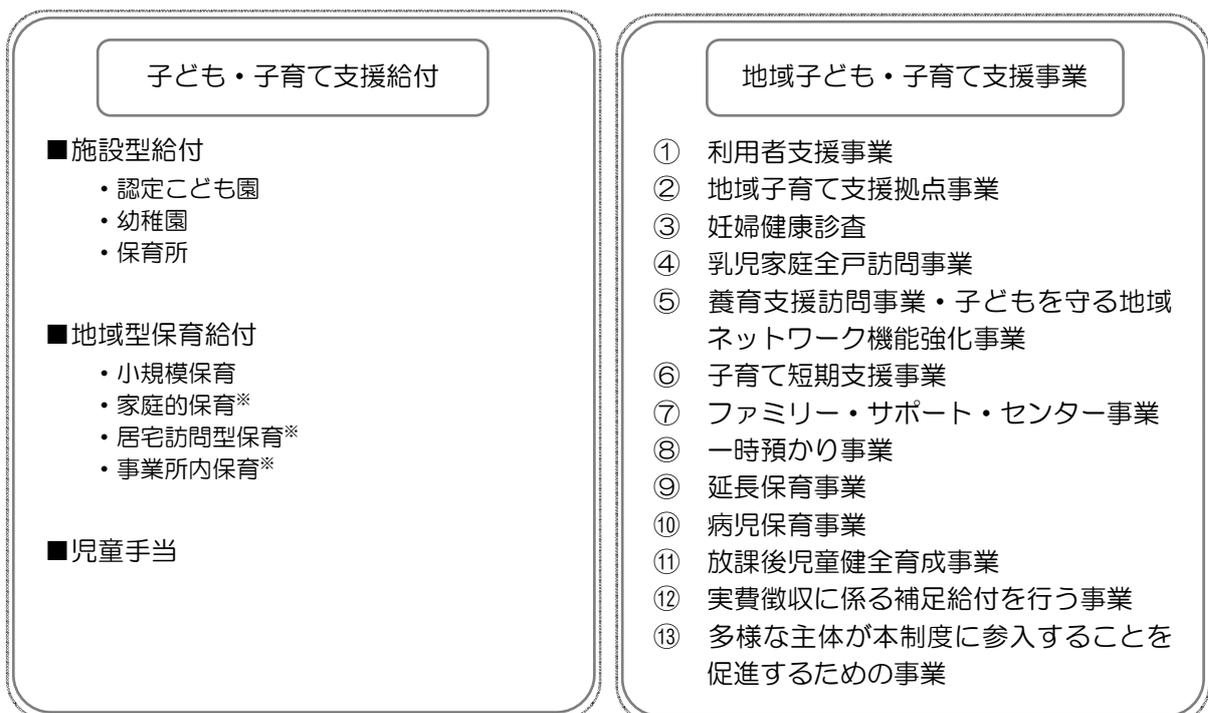
(子ども・子育て支援事業計画)

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が定められました。この新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の改善を主なねらいとしています。

子ども・子育て新制度の内容

- 認定こども園、幼稚園、認可保育所を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（施設型給付）を行います。
施設型給付措置を行うことにより、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を行うことができます。
- 認可を受けた事業者等を通じた共通の給付
「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付（地域型保育給付）を行います。
小規模保育事業等にも給付措置をすることにより、量的拡大・確保につながります。
- 認定こども園制度の改善
幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の改善を図り、設置手続きを簡素化します。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

子ども・子育て新制度の事業体系



保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

認定基準

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本町では、下限時間を1か月64時間以上と設定)

推計児童人口

計画期間における推計児童人口は次のとおりです。量の見込みの算定に用いる児童人口は、住民基本台帳の人口実績データから算出しています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
就学前児童	0歳	154	147	141	133	129
	1歳	166	153	146	140	132
	2歳	183	167	154	147	141
	3歳	172	184	168	155	148
	4歳	182	172	184	168	155
	5歳	213	184	173	185	169
	計	1,070	1,007	966	928	874
小学生	6歳	193	216	186	176	188
	7歳	229	194	218	187	177
	8歳	220	234	199	224	192
	9歳	229	221	235	200	225
	10歳	232	234	226	240	205
	11歳	241	233	235	227	241
	計	1,344	1,332	1,299	1,254	1,228

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

現状として、幼稚園、保育所の通園は行政区、小中学校区にかかわらず、町内全域から児童が通っています。また、幼稚園、保育所の場所も均等に配置されておらず、地域子ども・子育て支援事業は町内全域を対象としています。

そのため、本町では総合的に勘案し、教育・保育提供区域について町内全域を1区域としました。



2 子ども・子育て支援給付の量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定（3歳から5歳 保育の必要なし）

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

(人)

	現状 25年度	定員	量の見込み				
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	671	995	288	275	267	258	240
② 内容 確保 の	幼稚園		995	995	725	725	725
	認定こども園 (幼稚園型)		0	0	255	255	255
②-①			707	720	713	722	740

【今後の方向性】

ニーズの確保に向け、これまでどおり実施してまいります。また、幼稚園の認定こども園への移行について支援してまいります。

(2) 2号認定（3歳から5歳 保育の必要あり）

認定こども園は、幼稚園と保育所が一体化した施設で、就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプがあります。

保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、就学前児童の保育を行う施設です。

(人)

	現状 25年度	定員	量の見込み				
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	221	213	249	237	230	223	207
② 内容 確保 の	保育所(定員)		213	213	213	231	231
	認定こども園 (幼稚園型)		0	0	15	15	15
②-①(定員)			△36	△24	△2	23	39

【今後の方向性】

保育所の拡充及び幼稚園の認定こども園への移行により、ニーズの確保を図ります。

(3) 3号認定（0歳から2歳 保育の必要あり）

地域型保育は、少人数の単位で0歳から2歳の子どもを預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。

(人)

	現状 25年度	定員	年齢	量の見込み					
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み (必要利用定員総数)	135	117	0歳	36	34	33	31	30	
			1歳 2歳	146	134	126	120	114	
			計	182	168	159	151	144	
②確保の内容	/	/	0歳	28	28	28	32	32	
			1歳 2歳	109	109	109	117	117	
			計	137	137	137	149	149	
	認定こども園 (幼稚園型)	/	/	2歳	0	0	5	5	5
				計	0	0	5	5	5
	地域型保育	/	/	0歳	1	1	1	1	1
1歳 2歳				2	2	2	2	2	
計				3	3	3	3	3	
②-①(定員)	/	/	0歳	△7	△5	△4	2	3	
			1歳 2歳	△35	△23	△10	4	10	
			計	△42	△28	△14	6	13	

【今後の方向性】

保育所の拡充及び地域型保育の実施、幼稚園の認定こども園への移行により、ニーズの確保を図ります。

【保育利用率の目標値】

3号認定子ども（0～2歳）の計画期間中の保育利用率（0～2歳の子ども全体に占める3号認定の利用定員数の割合）の目標値は次のとおりです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率 目標値	27.8%	30.0%	31.7%	36.2%	37.8%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方に対して、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在は子ども育成課の窓口において、幼稚園・保育所の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が行っています。

(か所)

	現状	量の見込み				
	25年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容		1	1	1	1	1
②-①		-	-	-	-	-

【今後の方向性】

引き続き、子ども育成課窓口で実施していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在は、小学校入学前の子どもが親子で交流できるスペースで、育児不安等の相談・指導、子育てに関する情報提供、講座も実施しています。開設場所は、百合が丘と栄通りの2か所があります。開設日は平日及び、栄通りは第1・3土曜日も開所しています。

(延べ人数/か所)

	現状	量の見込み				
	25年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	5,383	9,192	8,532	8,064	7,680	7,344
②確保の内容		2	2	2	3	3
②-①		-	-	-	-	-

【今後の方向性】

就学前の子どもが親子で友達をつくったり、保護者同士が気軽におしゃべりのできるスペースとして、これまでどおり実施していきます。また、山西小学校区に子育てサロンの設置を検討します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現在は、母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査費用補助券 14 回分を提供しています。

(人)

	現状	量の見込み				
	25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	2,070	2,156	2,058	1,974	1,862	1,806
②確保の内容		2,156	2,058	1,974	1,862	1,806
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き、妊婦健康診査費用補助券の助成を行っていきます。また、母子健康手帳の交付やマタニティ教室の開催、妊産婦訪問指導により、妊娠、出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現在は、保健師または助産師や看護師が訪問し、発育の確認や、子育ての相談等を実施しています。同意が得られている家庭には、民生委員や主任児童委員も訪問しています。

(人)

	現状	量の見込み				
	25 年度 (実績)	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	156	154	147	141	133	129
②確保の内容		154	147	141	133	129
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

全ての家庭への訪問実施を目指しています。育児不安や、不適切な養育等の問題が発見された場合は、継続した支援につながるよう、関係機関と連携を図っていきます。

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在は、こんにちは赤ちゃん訪問において、継続的に訪問が必要な家庭に引き続き保健師または助産師や看護師が訪問を実施しています。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、子どもに関連する機関等で構成される要保護児童対策地域協議会を開催しています。

(人)

	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	—	15	15	14	13	13
②確保の内容		15	15	14	13	13
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

こんにちは赤ちゃん訪問により、不適切な養育等の問題が発見された家庭において、保健師等が家庭訪問を行います。また要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、児童虐待の未然防止につなげるなど、引き続き支援を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、必要な保護を行う事業です。

本町では、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は、ともに実施していません。

	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	—	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

アンケート調査により利用希望はありませんでしたが、状況をみながら広域での利用や実施を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現在は、町社会福祉協議会に事業委託をしています。子育ての手助けをして欲しい人（おねがい会員）と育児の手助けをしたい人（まかせて会員）が、お互いに助け合う地域の相互援助活動を行っています。

平成25年度の会員数は、まかせて会員30人、おねがい会員79人で、両方を兼ねる会員は10人となっています。

(延べ人数)

	現状	量の見込み				
	25年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	956	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
②確保の内容	就学前	1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
	就学後	179	179	179	179	179
	計	1,434	1,434	1,434	1,434	1,434
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

支援体制を充実させ、利用を促進していくとともに、継続してまかせて会員の講習会を実施し会員の増加に努めていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在は、町内の全私立幼稚園で通常の教育時間前後の預かり保育を行っています。対象児童は、幼稚園に在園している児童となります。保育所等では、町立百合が丘保育園と栄通り子育てサロンにて実施しています。対象児童は、生後6ヶ月から就学前の児童で、定員はそれぞれ3名となっています。

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 (延べ人数)

幼稚園	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	—	565	539	524	507	471
②確保の内容		565	539	524	507	471
②-①		0	0	0	0	0

2号認定による定期的な利用 (延べ人数)

幼稚園	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	—	9,290	8,848	8,602	8,323	7,733
②確保の内容		9,290	8,848	8,602	8,323	7,733
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、新制度における一時預かり事業への移行が円滑に行われるように進めていきます。

保育所等における一時預かり (延べ人数)

保育所等	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	170	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
②確保の内容		1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
②-①		0	0	0	0	0

【今後の方向性】

町立百合が丘保育園と栄通り子育てサロンの一時預かりの受入れ体制を強化し、利用希望に沿えるように対応していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

現在は、二宮保育園、みちる愛児園、百合が丘保育園で実施しています。

(人)

	現状	量の見込み				
	25年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	107	85	80	77	74	69
②確保の内容		120	120	120	120	120
②-①		35	40	43	46	51

【今後の方向性】

アンケート調査による量の見込みよりも実績値（平成25年度）が上回る結果となりました。今後も3園で対応していきます。

(10) 病児保育事業

子どもが病気の回復期に至らない場合であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、保育所、医療機関等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

現在、町では実施していません。

(延べ人数)

	現状	量の見込み				
	25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	—	1,176	1,107	1,062	1,020	961
②確保の内容		0	0	0	0	240
②-①		△1,176	△1,107	△1,062	△1,020	△721

【今後の方向性】

アンケート調査により利用希望があるので、実施に向けて検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在では、小学校区ごとに設置し、小学校の空き教室や敷地内施設で保育を実施しています。公設民営で運営は各保護者会が行っています。

(人)

二宮小学校区	現状	量の見込み				
	25年度（実績）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	53	95	95	91	88	85
②確保の内容		71	71	71	71	71
②-①		△ 24	△ 24	△ 20	△ 17	△ 14

(人)

一色小学校区	現状	量の見込み				
	25年度（実績）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	39	80	79	76	73	71
②確保の内容		81	81	81	81	81
②-①		1	2	5	8	10

(人)

山西小学校区	現状	量の見込み				
	25年度（実績）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	48	90	90	86	83	80
②確保の内容		96	96	96	96	96
②-①		6	6	10	13	16

【今後の方向性】

一色学童保育所及び山西学童保育所については、今までどおり事業を実施していきます。二宮学童保育所は、実際に入所する児童の人数をみながら確保に努めていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の具体的な内容は、今後国から示される予定です。

【今後の方向性】

国の指針に基づき、実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業の具体的な内容は、今後国から示される予定です。

【今後の方向性】

国の指針に基づき、実施について検討していきます。

4 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園の設置に向けた移行支援、保育士の確保と質の向上に向けた研修の充実、幼稚園・保育所と小学校との交流支援等、教育と保育の一体的提供及びその推進に向け、従来の取組みを拡充しながら、整備を図っていきます。また、地域型保育についても、町内の保育所と連携し実施していきます。

具体的な施策・事業

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実 (36 ページ)

施策の基本的方向 3 保育サービスの量の確保と質の向上 (37 ページ)

施策の基本的方向 4 子育て支援ネットワークの充実 (38 ページ)

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

具体的な施策・事業

基本目標 1 【みんなで】地域の子育て支援の充実

施策の基本的方向 2 幼児教育の充実 (36 ページ)

施策の基本的方向 3 保育サービスの量の確保と質の向上 (37 ページ)

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

児童虐待防止やひとり親家庭の自立支援、障がい児など、支援が必要な子どもや家庭に対して、福祉、保健医療、教育、警察等の専門機関と連携しながら、支援を進めます。

具体的な施策・事業

基本目標3 【ささえる】配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援

施策の基本的方向1 児童虐待防止対策の充実（46 ページ）

施策の基本的方向2 ひとり親家庭の自立支援（47 ページ）

施策の基本的方向3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実（48 ページ）

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、地域の企業、民間団体等と連携しながら、ワーク・ライフ・バランス施策を推進します。

具体的な施策・事業

基本目標6 【いきいき】子育てと仕事の両立の推進

施策の基本的方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進（54 ページ）

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 子ども・子育て会議

「二宮町子ども・子育て会議条例」により設置される機関であり、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定めるときや、子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更するとき意見を聴くほか、町の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議を行います。

2 関係機関との連携

子ども・子育て支援を総合的に行っていくためには、地域や関係機関、保育所、幼稚園など、子ども・子育てに関わる全ての人や機関の連携が重要です。

そのため、子ども・子育てに関わるさまざまな人や組織等の連携を促進するとともに、庁内におけるさまざまな所管課との連携も強化していきます

3 進捗管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「二宮町子ども・子育て会議」や事業の所管課にて進捗状況を確認・評価します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、施策の見直しを行います。

資料編

- 1 二宮町子ども・子育て会議条例
- 2 二宮町子ども・子育て会議委員名簿
- 3 二宮町子ども・子育て会議開催経過
- 4 子ども・子育てに関するアンケート調査結果
- 5 学童保育にかかるニーズ調査結果
- 6 平成 25 年度子育て支援アンケート調査結果
- 7 子育て支援関連マーク
- 8 用語解説

資料編

1 二宮町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法*（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

[以下省略]

2 二宮町子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成25年7月1日～平成27年6月30日

◎会長 ○副会長

条例第3条	氏名	選出区分	所属等	任期
子どもの保護者	露木 佳代	公募		
	内城 香里	公募		
	山下 房江	公募		
	稲葉 通隆	二宮町 PTA 連絡協議会	山西小学校 PTA 会長	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	森本 浩正		二宮西中学校 PTA 会長	平成26年4月1日～
	熊澤 みさき	学童保育保護者会	二宮学童コミュニティクラブ 会長	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	浜田 淳子		山西学童コミュニティクラブ 会長	平成26年4月1日～
教育・保育等の関係者	水島 一恭	二宮町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園 園長	
	林 緑	二宮町保育会	みちる愛児園 園長	
	中村 裕希子	公立保育園	百合が丘保育園 園長	
	久保田 秀実	小学校	一色小学校 教頭	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	本荘 勝康		二宮小学校 教頭	平成26年4月1日～
	鈴木 透	中学校	二宮中学校 教頭	
地域活動の関係者	○樋口 徹雄	二宮町地区長連絡協議会	富士見が丘1丁目地区長	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	○三柳 弘		越地地区長	平成26年4月1日～
	本間 直美	二宮町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	
その他町長が必要と認める者	堀尾 美幸	児童養護施設	心泉学園	
	正戸 和宏	学童保育指導員	二宮学童コミュニティクラブ	
	◎井出 真理子	学識経験者		

3 二宮町子ども・子育て会議開催経過

回	開催日	議 題
平成 25 年 度		
第 1 回	9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の運営及びスケジュールについて ○子ども・子育て3法について ○子育て支援主要事業の概要について ○子育て支援アンケートの実施結果について ○子ども・子育て支援新制度事前調査について
第 2 回	12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市町村子ども・子育て会議委員特別セミナーの報告 ○次世代育成支援行動計画の進捗状況について ○子ども・子育てに関するアンケート調査の速報について ○二宮町子ども・子育て支援事業計画について
第 3 回	3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について ○二宮町子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 度		
第 1 回	6 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○会議の運営及びスケジュールについて ○教育・保育提供区域の設定について ○就労時間の下限時間について ○量の見込みの推計について ○子ども・子育て支援事業計画について
第 2 回	7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○量の見込みと確保方策について ○二宮町次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について ○子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ○各種基準条例について
第 3 回	11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画の素案について ○(仮称)二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)について
第 4 回	12 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画の修正素案について ○子ども・子育て支援事業計画の概要版(案)のイメージについて ○保育料について
第 5 回	2 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する町民意見募集結果について ○子ども・子育て支援事業計画(最終案)について ○子ども・子育て支援事業計画の概要版について ○教育・保育施設に係るみなし確認について

4 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

「二宮町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、本町における子育てにかかる生活の実態や町民の要望・意見などを把握し、子育て支援ニーズを的確に捉え、今後の取組みの課題を明らかにするため実施しました。

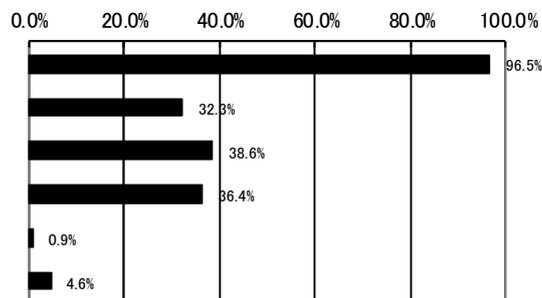
調査期間	平成25年10月21日(月)から11月12日(火)
調査対象	本町に在住する就学前の児童がいる全世帯(兄弟がいる場合はどなたか1人)
調査数	945件
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	541件(回収率57.2%)

(2) 調査結果の概要

① 子育て(教育を含む)にもっとも影響すると思われる環境(複数回答)

教育を含む子育てに影響を与える環境を選択肢ごとの延べ数を集計すると、「家庭」が最上位となり、「幼稚園」「保育園」「地域」の順となります。

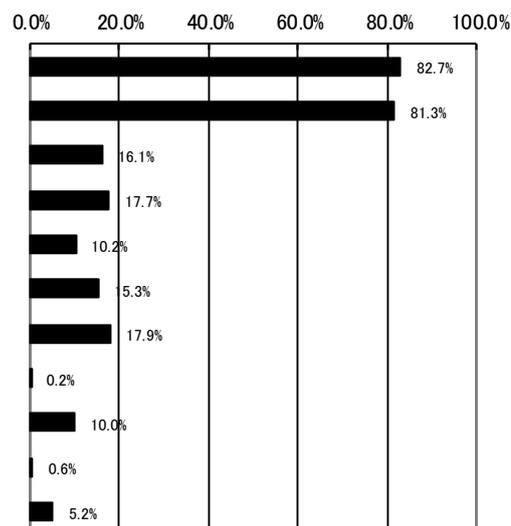
問8 子育て環境	集計	割合
家庭	522	96.5%
地域	175	32.3%
幼稚園	209	38.6%
保育園	197	36.4%
認定こども園	5	0.9%
その他	25	4.6%
総計	541	-



② 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人（機関）（複数回答）

子育てに関する相談相手については、「祖父母等の親族」と「友人や知人」を選択する回答が多くなっています。その他の回答としては、サークル等のコミュニティや、職場や近隣の子育て経験者等があがっています。

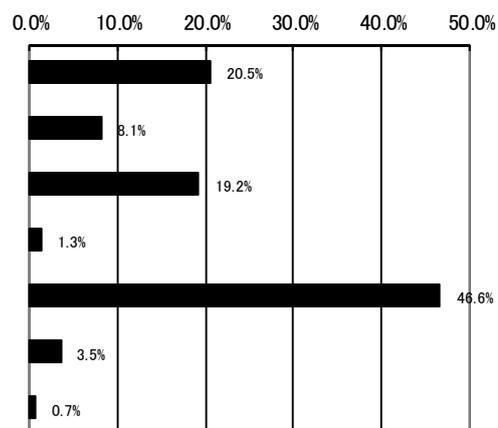
問 10-1 相談者	集計	割合
祖父母等の親族	412	82.7%
友人や知人	405	81.3%
近所の人	80	16.1%
子育てサロン	88	17.7%
保健センター	51	10.2%
保育士	76	15.3%
幼稚園教諭	89	17.9%
民生委員・児童委員	1	0.2%
かかりつけの医師	50	10.0%
二宮町役場	3	0.6%
その他	26	5.2%
対象者数	498	-



③ 母親の現在の就労状況

母親の現在の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」方が 46%を超えて最も多く、フルタイムもしくはパート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない方がそれぞれ 20%前後となっています。

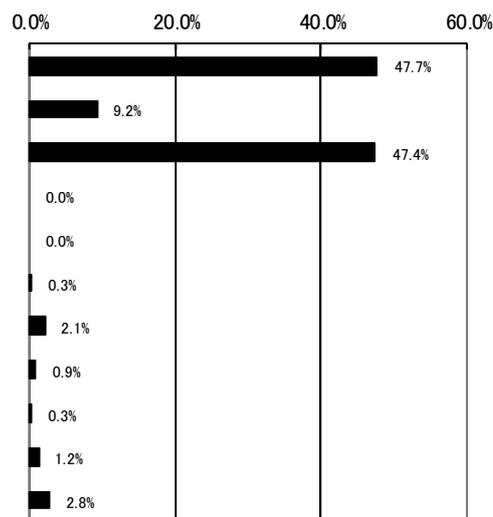
問 12(1) 母親の就労状況	集計	割合
フルタイム、産休・育休・介護休業中ではない	111	20.5%
フルタイム、産休・育休・介護休業中である	44	8.1%
パート等、産休・育休・介護休業中ではない	104	19.2%
パート等、産休・育休・介護休業中である	7	1.3%
現在は就労していない	252	46.6%
これまでに就労したことがない	19	3.5%
無効回答	4	0.7%
総計	541	100.0%



④ 子どもが平日定期的に利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育の事業については、「幼稚園」と「認可保育園」が特に多くなっています。一方で、その他の事業については、非常に低い割合となります。その他については、幼稚園での未就園児の体験教室や療育施設等があがっています。

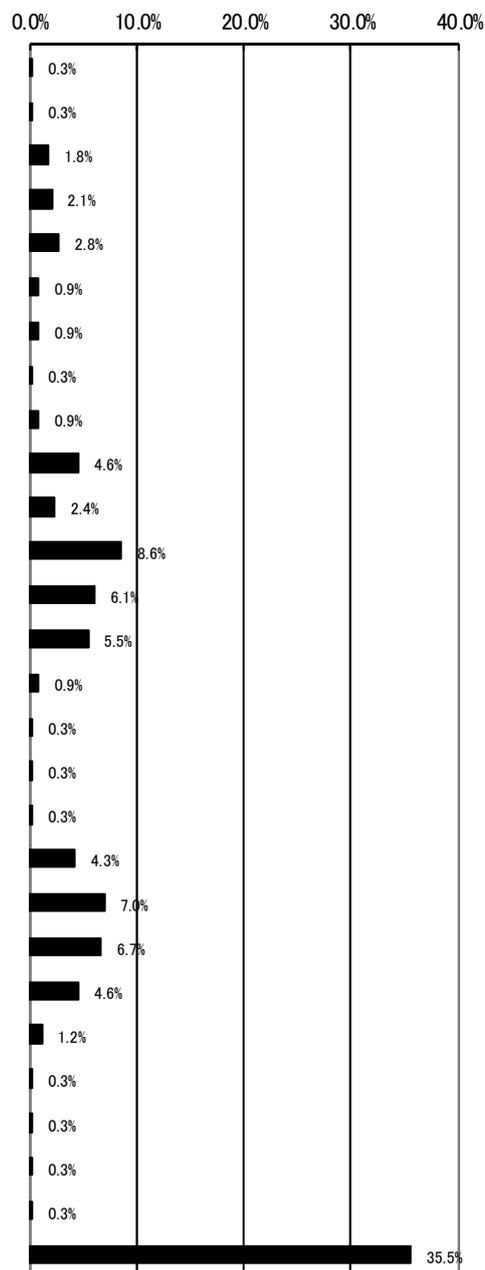
問 15-1 利用している事業	集計	割合
幼稚園	156	47.7%
幼稚園の預かり保育	30	9.2%
認可保育園	155	47.4%
認定こども園	0	0.0%
家庭的保育	0	0.0%
事業所内保育施設	1	0.3%
自治体の認証・認定保育施設	7	2.1%
その他の認可外の保育施設	3	0.9%
居宅訪問型保育	1	0.3%
ファミリー・サポート・センター	4	1.2%
その他	9	2.8%
対象者数	327	-



⑤ 教育・保育等の利用希望時間帯

教育・保育等の利用希望時間帯については、「8 時台から 8 時間程度」と「9 時台から 6 時間程度」、「9 時台から 7 時間程度」が多くなっています。

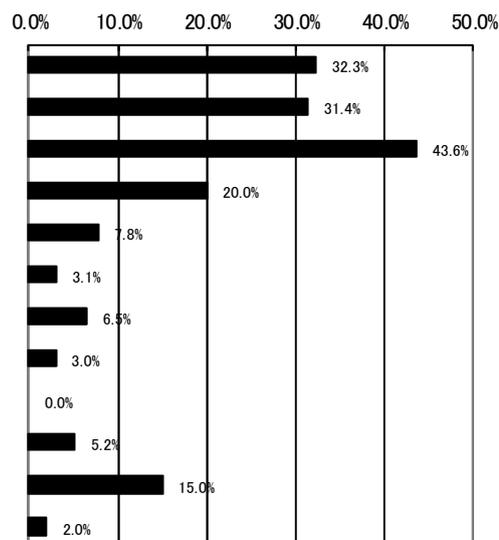
問 15-2 (2) 時間帯	集計	割合
6 時台から 9 時間程度	1	0.3%
7 時台から 8 時間程度	1	0.3%
7 時台から 9 時間程度	6	1.8%
7 時台から 10 時間程度	7	2.1%
7 時台から 11 時間程度	9	2.8%
7 時台から 12 時間程度	3	0.9%
7 時台から 13 時間程度	3	0.9%
7 時台から 14 時間程度	1	0.3%
8 時台から 5 時間程度	3	0.9%
8 時台から 6 時間程度	15	4.6%
8 時台から 7 時間程度	8	2.4%
8 時台から 8 時間程度	28	8.6%
8 時台から 9 時間程度	20	6.1%
8 時台から 10 時間程度	18	5.5%
8 時台から 11 時間程度	3	0.9%
8 時台から 12 時間程度	1	0.3%
9 時台から 2 時間程度	1	0.3%
9 時台から 3 時間程度	1	0.3%
9 時台から 5 時間程度	14	4.3%
9 時台から 6 時間程度	23	7.0%
9 時台から 7 時間程度	22	6.7%
9 時台から 8 時間程度	15	4.6%
9 時台から 9 時間程度	4	1.2%
10 時台から 6 時間程度	1	0.3%
11 時台から 5 時間程度	1	0.3%
14 時台から 3 時間程度	1	0.3%
19 時台から 7 時間程度	1	0.3%
無効回答	116	35.5%
総計	327	100.0%



⑥ 子どもの平日の教育・保育事業で「定期的」に利用したいと考える事業
(複数回答)

利用希望の多い事業については、「認可保育園」が最も多く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の順となります。その他については、病児保育や障がいのあるお子さんへの対応等、さまざまな事情に応じた教育・保育への対応を求める意見があります。

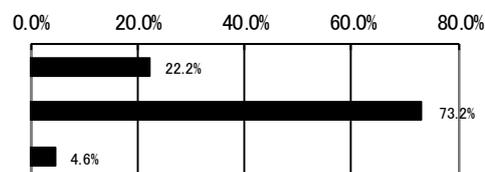
問 16 利用したい事業	集計	割合
幼稚園	175	32.3%
幼稚園の預かり保育	170	31.4%
認可保育園	236	43.6%
認定こども園	108	20.0%
小規模な保育施設	42	7.8%
家庭的保育	17	3.1%
事業所内保育施設	35	6.5%
自治体の認証・認定保育施設	16	3.0%
その他の認可外保育施設	0	0.0%
居宅訪問型保育	28	5.2%
ファミリー・サポート・センター	81	15.0%
その他	11	2.0%
対象者数	541	-



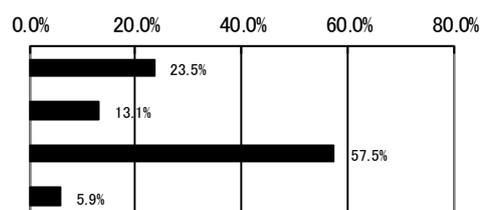
⑦ 子育てサロンの利用状況と利用意向

子育てサロンの利用については、利用していない方が70%を越えています。利用意向は、新規の利用が23.5%、日数を増やしたいが13.1%となっています。

問 17 子育てサロンの利用	集計	割合
子育てサロン	120	22.2%
利用していない	396	73.2%
無効回答	25	4.6%
対象者数	541	100.0%



問 18 子育てサロン 利用意向	集計	割合
利用していないが今後利用したい	127	23.5%
今後利用日数を増やしたい	71	13.1%
新規利用や日数増は望まない	311	57.5%
無効回答	32	5.9%
総計	541	100.0%



⑧ 事業の認知度

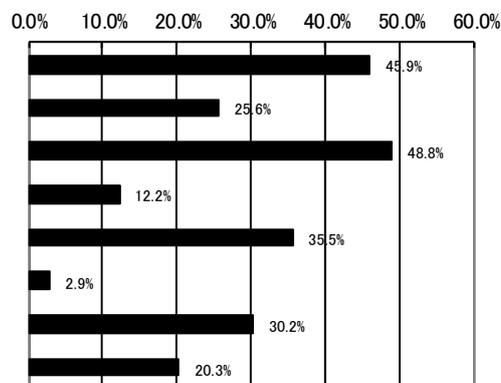
多くの事業で70%程度の認知度となっていますが、「子育てゼミナール」と「就学・教育相談」の認知度は低くなっています。

回答数	知っている		知らない		無効回答	総計
	数	割合	数	割合		
ファミリー・サポート・センター	397	73.4%	132	24.4%	12	541
地域の子育てサークル (いち・にの・さん、てくてく、にのキッズ)	370	68.4%	155	28.7%	16	541
マタニティ教室	466	86.1%	58	10.7%	17	541
離乳食講習会	491	90.8%	34	6.3%	16	541
保健センターでの相談事業	476	88.0%	49	9.1%	16	541
子育てサロンでの相談事業	430	79.5%	96	17.7%	15	541
保健センター交流事業 (でんでんむし、かるがも親子)	447	82.6%	76	14.0%	18	541
そだれん (怒鳴らない子育て練習講座)	294	54.3%	234	43.3%	13	541
図書館のおはなし会	479	88.5%	46	8.5%	16	541
子育てゼミナール (家庭教育に関する講座)	158	29.2%	370	68.4%	13	541
就学・教育相談	189	34.9%	336	62.1%	16	541

⑨ 小学校低学年時の放課後を過ごさせたい場所

小学校低学年のあいだの放課後の過ごし方（意向）については、「習い事」が最も多く、次いで「自宅」「学童保育所」の順となります。

問 26 放課後の居場所	集計	割合
自宅	79	45.9%
祖父母宅や友人・知人宅	44	25.6%
習い事	84	48.8%
公共施設	21	12.2%
学童保育所	61	35.5%
ファミリー・サポート・センター	5	2.9%
その他	52	30.2%
無効回答	35	20.3%
対象者数	172	-



⑩ 二宮町の子育て環境や支援への満足度

満足度が高い割合よりも低い割合の方が高くなっています。

問 31 満足度	集計	割合
5 (高い)	8	1.5%
4	83	15.3%
3	222	41.0%
2	122	22.6%
1 (低い)	52	9.6%
無効回答	54	10.0%
総計	541	100.0%

⑪ 教育・保育環境の充実など子育て環境や支援についての意見（自由記述・主な意見のみ）

どの年齢児の保護者も、公園の整備や確保についての記述がもっとも多くなっていて、次いで「子育てをしやすい環境の整備」が多い傾向にあります。

0歳児の保護者

主旨	件数
公園の確保、整備	6
施設利用時の利便性の向上	3
町立幼稚園	2
子育てをしやすい環境の整備	2
交流の場の確保、充実	2

1歳児の保護者

主旨	件数
公園の整備	19
子育てをしやすい環境の整備	12
相談を受ける側のスキル向上	7
子育てに関する学びの場の拡充	7
保育園の整備、拡充	7

2歳児の保護者

主旨	件数
公園の整備	16
子育てをしやすい環境の整備	14
保育園の拡充、利便性の向上	6

3歳児の保護者

主旨	件数
子育てをしやすい環境の整備	12
公園の整備	12
相談を受ける側のスキル向上	7
保育園の整備、機能拡充	5

4歳児の保護者

主旨	件数
公園の整備	9
子育てをしやすい環境の整備	7
休日の保育の場の確保	6

5歳児の保護者

主旨	件数
公園の整備	10
子育てをしやすい環境の整備	8
休日の預りの場の確保	7

6歳児の保護者

主旨	件数
公園の整備	12
子育てをしやすい環境の整備	9
遊び場の確保	7

5 学童保育にかかるニーズ調査結果

(1) アンケート調査の概要

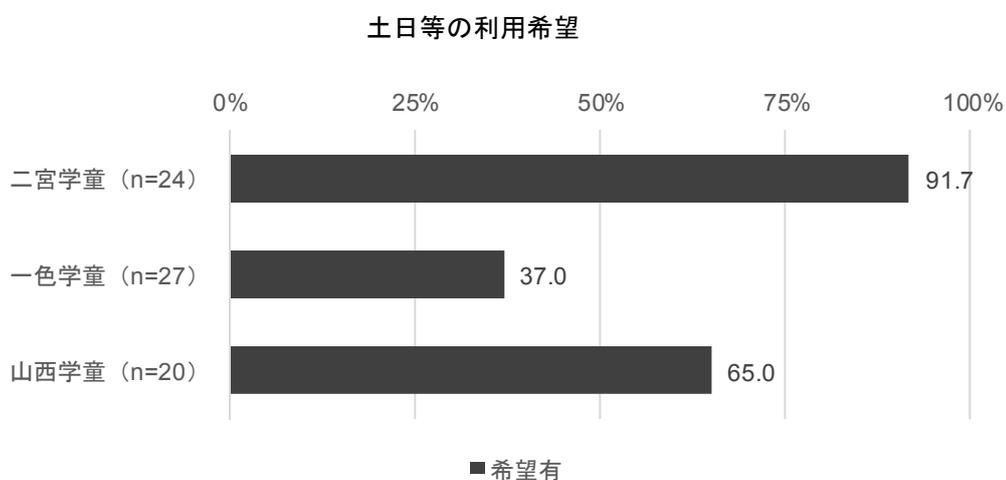
「二宮町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、本町における学童保育に関する要望・意見などを把握するため実施しました。

調査期間	平成 26 年 3 月 20 日（木）から 3 月 27 日（木）
調査対象	学童保育在籍児童の全保護者
調査数	100 人
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収数	71 人（回収率 71.0%）

(2) 調査結果の概要

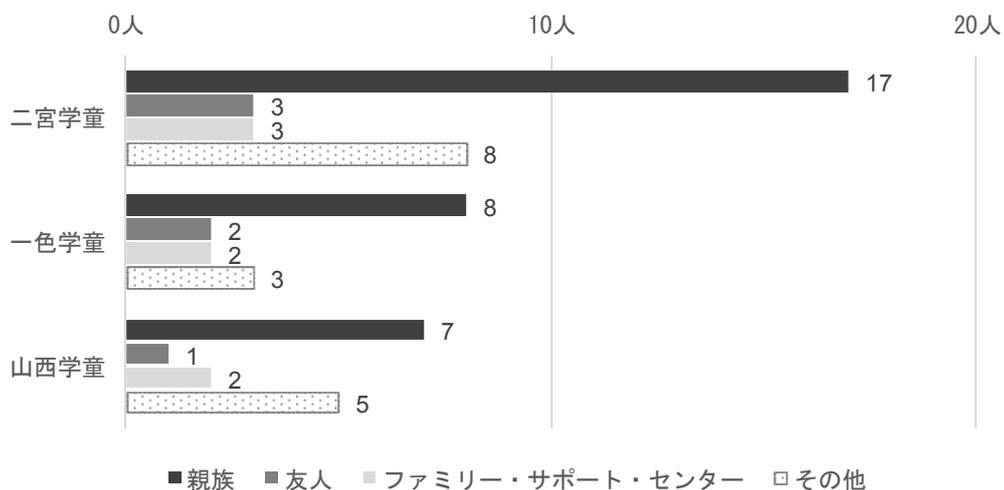
① 土・日曜日等に利用したいという希望はあるか

二宮学童では 91.7%が「希望有」と回答していますが、一色学童では 37.0%とあまり希望をしていません。



- ② ①で学童保育の利用希望があるが、学童で対応できない場合の対処について
どの学童でも「親族」がもっとも多くなっていて、次いで「その他」が多くなっています。

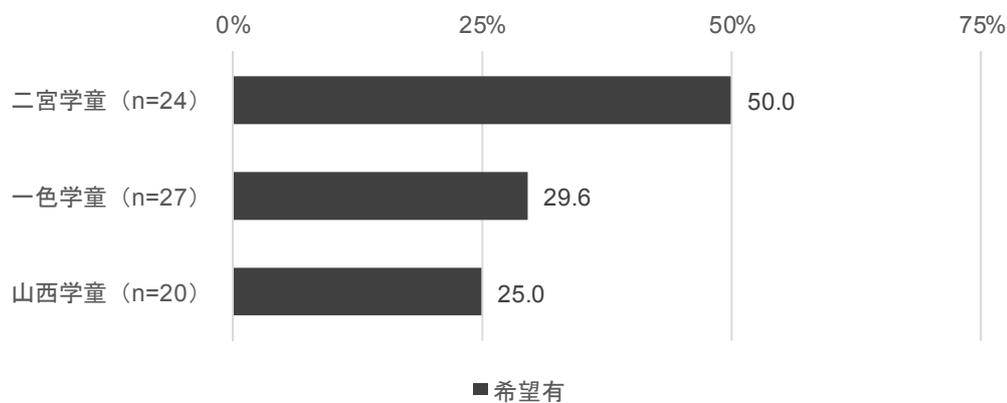
学童で対応できない場合の対処



- ③ 開所時間を超えて利用したいという希望はあるか

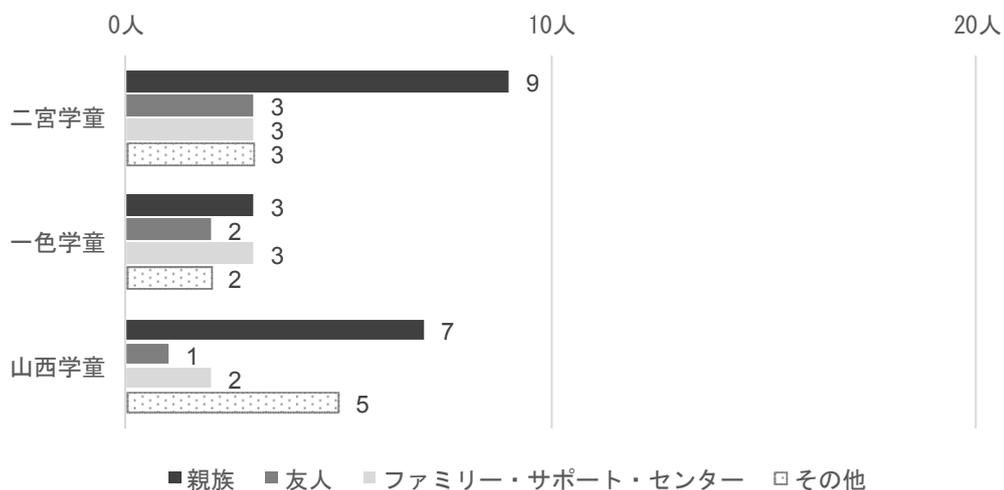
二宮学童では 50.0%が「希望有」と回答していますが、一色学童と山西学童では 30%を下回っています。

開所時間を超えた利用希望



- ④ ④で学童保育の利用希望があるが、学童で対応できない場合の対処について
どの学童でも「親族」がもっとも多くなっていて、次いで「その他」が多くなっています。

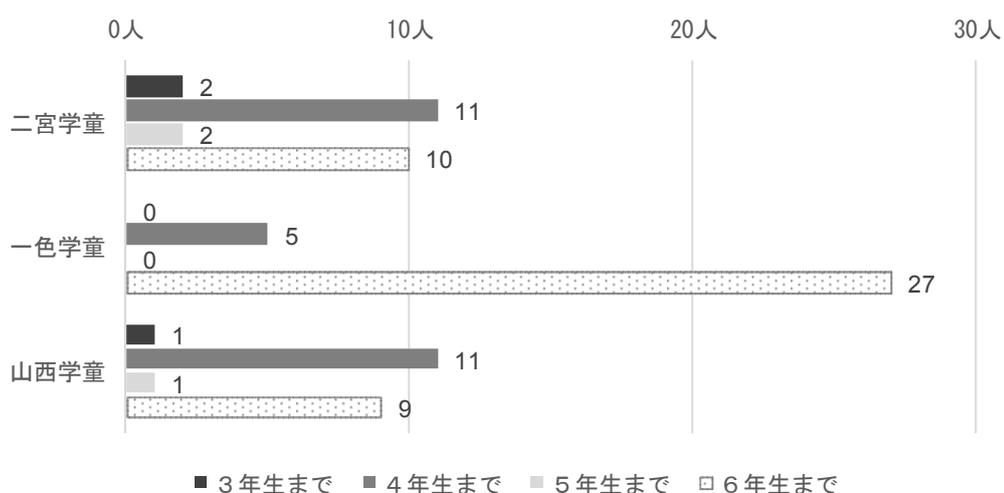
学童で対応できない場合の対処



- ⑤ 今後、何年生になるまで学童を利用したいか

どの学童保育でも「4年生まで」と「6年生まで」の利用希望が多い傾向がみられます。

何年生まで学童を利用したいか



6 平成 25 年度子育て支援アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

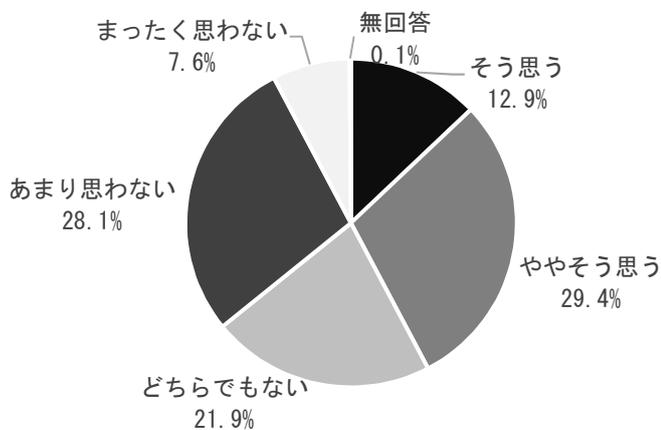
「二宮町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、本町における子育てにかかる生活の実態や町民の要望・意見などを把握するため実施しました。

調査期間	平成 25 年 6 月 3 日（月）から 6 月 28 日（金）
調査対象	児童手当受給者（中学 3 年生以下の保護者・ただし公務員を除く）
調査数	1,656 件
調査方法	児童手当現況届時回収
回収数	700 件（回収率 37.1%）

(2) 調査結果の概要

① 二宮町は“子育てしやすい町”と思っているか

「そう思う」と「ややそう思う」を合わせると 42.3%、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせると 35.7%と、子育てしやすい町と思っている割合が高くなっています。



② ①の回答理由（自由記述）

町の良いところとして「環境・地域」がもっとも多く挙げられていた反面、「公園・遊び場」についてはもっとも悪いところとして挙げられています。

良いところ 222 件

	主旨	件数
1	環境・地域	91
2	小児医療費	28
3	子育てサロン	25
4	子育て支援	13
5	保育園	12
6	行事	10
7	学校	7
7	学校給食	7
9	施設	6
10	母子保健	4
	その他	19

悪いところ 525 件

	主旨	件数
1	公園・遊び場	147
2	小児医療費	38
3	学童保育	32
4	道路	31
5	保育園	30
6	病院	20
7	幼稚園	19
8	一時預かり	15
8	行政	15
8	子育て支援	15
11	学校	14
12	施設	12
13	母子保健	10
14	屋内遊技場	9
14	子育てサロン	9
16	交通	8
17	買物	7
17	行事	7
17	高齢者	7
17	保健センター	7
	その他	73

③ 子育てで困っていることや、今後町に望む子育て支援サービスや施設について（自由記述）

②の回答で「悪いところ」の回答内容である「公園・遊び場」が、困っていることや希望として挙げられている傾向にあります。

回答 533 件

	主旨	件数		主旨	件数
1	公園・遊び場	136	10	施設	15
2	学童保育	44	12	病院	13
3	小児医療費	26	13	療育・障害	12
4	一時預かり	25	14	道路	11
5	学校	22	15	行政	9
5	子育て支援	22	15	図書館	9
5	保育園	22	17	使用料	8
8	屋内遊戯場	21	18	交通	7
9	子育てサロン	20	18	母子保健	7
10	行事	15		その他	89

7 子育て支援関連マーク



「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク

平成 27 年 4 月より施行される「子ども・子育て支援新制度」を広く国民に知っていただくため、作成されました。今後、新制度に対する国民の理解と共感を深めるため、広報啓発活動等に活用されます。



「くるみん」マーク

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、一定の要件を満たした企業は、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。くるみん認定企業になると、税制上の優遇装置が受けられ、さらに実施状況が優良であれば特例認定を受けることができます。



マタニティマーク

「健やか親子 21」推進検討会で妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し発表したマークで、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



「託児サービス付き」マーク

神奈川県が作成したマークで、子育て中の方も参加しやすい「託児サービス付き」のイベントや講座等に、このマークが付きます。



「子ども・子育て支援推進条例認証」マーク

神奈川県子ども・子育て支援推進条例第 15 条に基づく認証を取得した事業者に、マークが授与されます。認証されると、融資の優遇や入札参加資格認定における加点評価等が受けられます。



かながわ子ども・子育て支援月間マーク

「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」に基づいて、毎年 8 月を子ども・子育て支援の強化月間（「かながわ子ども・子育て支援月間」）としています。

8 用語解説

ページ	用語	説明
3	保育所（保育園）	保護者の就労等の理由により、保育が必要な児童を預かり保育することを目的とした通所の施設。「保育所」は児童福祉法上の名称で使われ、「保育園」は一般的な表現として使われている。
	待機児童	保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。 現状では定まった定義がないこともあり、国が定義を統一するため、定義見直しを行っている。
	認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設。
	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産むであろうと推測される子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計値で表わされる。人口維持には2.08が必要といわれている。
	学童保育 （放課後児童クラブ） （放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業のこと。事業名は「放課後児童健全育成事業」の名称で推進しており、学童保育所にて事業を行っている。
23	ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、仕事と、家事・育児・介護・プライベート等の生活との両立のこと。働き方の見直しなどによって、仕事に意欲や充実を感じるとともに、家庭や地域生活等においても豊かさを実感して暮らすことができることを目指している。
29	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを取り除く意味で、段差等の除去をいうことが多い。ここでは、子育てをしている人の社会参加を困難にしている制度的、文化・情動的、意識上の障壁等を除去する意味で用いられるが、障がい・能力等を問わず、すべての人が利用することができるユニバーサルデザインを目指す意味も含むものとする。
37	地域型保育	市町村の認可事業で、待機児童の多い0歳～2歳児を対象とする保育。施設（原則20人以上）より少人数の単位で行う。 地域型保育は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、の4つのタイプに分けられる。

ページ	用語	説明
37	小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかに行う保育。
39	放課後子ども総合プラン	国が策定したプラン。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるもの。
59	家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気なもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細やかに行う保育。
	居宅訪問型保育	障がい・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で行う保育。
	事業所内保育	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもを預かる保育。
81	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第77条第1項の各号に掲げる事務	<p>（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（2）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。 市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（3）市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。</p> <p>（4）当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p>

二宮町子ども・子育て支援事業計画
(平成27年度～平成31年度)

発行 平成27年3月
企画・編集 二宮町 健康福祉部 子ども育成課
〒259-0196
神奈川県中郡二宮町二宮 961
TEL 0463-71-3311 (代表)
<http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/>
